

聞書第五

此の卷、光茂公綱茂公了關様御姫様方の御事共取交ぜ、之を記す。

(註 年譜見出年號並年齡は各項共本文の冒頭である)

光茂公御代 (鍋島光茂年譜抜書)

四八二 明曆三年丁酉二月御家督御相續。二十六歳

一 二月十九日、岡部内膳正殿、岡部内膳正殿、同丹波守殿、鍋島泉州御城に之を召し、御隠居御家督の仰渡これあり、御禮の爲光茂公則ち御登城、三月朔日御禮。光茂公より御太刀豊後行平(代金十枚)白銀三百枚、色羽二重百疋、勝茂公より貞宗御刀(代金八十枚)御掛物ホツタン。御家老御禮銀馬代宛主水縫殿助有田勘解由。

一 正月十八日大火事、櫻田御屋敷類焼に付、光茂公青山へ御移り、五月四日麻布へ御越成され候。同十九日又々大風大火、御城焼失西の丸残る。死人三萬七千餘、道程二十里八丁。

四八三 萬治元年戊戌今年五月明曆改元なり。二十七歳

一 二月御暇、晦日御發駕。四月五日御着城。

一 五月當家御一族並諸士等萬部執行。

一 八月十六日山内御越、佐保十兵衛宅に於て山内の者御目見。

一 二月五日彦法師様、左衛門様に御改名。

一 五月十二日御代始遊出有り。

四八四 萬治二年己亥。二十八歳

一 九月二十九日御參勤の爲御發駕。十二月二十八日侍從御昇進。

一 十月六日佐嘉にて於初殿出生。

一 今年より着座人數御定、御家誓詞仰付けられ候。勝茂公御代迄は長袴御着せ成され候。御家誓詞は御人差にて仰付けられ候。

四八五 萬治三年庚子。二十九歳

一 三月御暇。

四八六 寛文元年辛丑。三十歳

一 九月二十八日御發駕御參勤。

一 七月七日 (一) 盛徳院殿死去、(二) 追腹の者差留められ候以來、御法度に仰付けられ

候。其の後 (三) 紀州光貞卿御感心、御家中追腹法度成され候。寛文三年癸卯五月

二十日公儀御法度に成り候なり。

(一) 盛徳院殿 白石 (三養基郡北茂安村) 邑祖鍋島山城守直弘。(四七一・註三)

(二) 追腹の者差留 直弘逝去の爲家來三十六人が追腹しようとしてゐるのを聞いて藩主鍋島光茂は、相良求馬 生野織部を遣はし、これを禁ぜしめた。その時の達示は、若し命に背いて追腹すれば翁助(直弘の子直堯。時に十一歳)に家督を仰付けぬ、即ち彼等の主家を斷絶させる、といふのであつた。この時光茂襲封後四年で、年三十歳であつた。この追腹法度について、『大木氏傳記』には、大木勝右衛門(兵部) 知昌 鍋島内記種世の進言によるものと記されてゐる。

(三) 紀州光貞卿 紀伊權大納言徳川光貞。頼宣の子。寶永二年八月八日歿。年八十一。法名清溪院源泉對山。

四八七 寛文二年壬寅。三十一歳

一 二月御暇。

一 今年向陽軒の御社御勸請有り。

一 今年公仰出にて、御家中追腹御法度に成る。但去年盛徳院殿御死去追腹の者差留められ候なり。右の段紀州様聞召付けられ御感心、彼の御家中追腹御法度成され候由。

四八八 寛文三年癸卯。三十二歳

一 九月二十九日御發駕御參勤。

六月十一日佐嘉一里四方大雷、八十餘所に落つ。黑白毛降る。正月二日大阪御天守雷火にて焼く。

五月二十日追腹御停止の段公儀より仰出さる。

今年中院通純卿の御姫お甘様御下國二ノ御丸に於て御祝言。

今年御即位御使者諫早豊前茂眞差上げられ候。

今年十月非人屋相建てられ、彌陀、釋迦、觀音、藥師、石佛四方に建置かる。奉行友田彦

兵衛なり、同七年國廻上使御尋聞召届けられ候なり。

四月八日北山寺々に薪山御寄附、鍋島六左衛門書出し有り。

- (一) 三瀬觀音寺、
- (二) 杠清龍寺、
- (三) 杠龍護寺、
- (四) 畑瀬曹源寺、
- (五) 松瀬通天庵、
- (六) 鹿路用音寺。

右は山内六ヶ寺なり。此の外尋ぬべきなり。

(一) 鍋島六左衛門 鍋島内記種世、普周。(三一六・註三)

(二) 觀音寺 曹洞宗。神埼郡三瀬村。神代長良の墓がある。

(三) 清龍寺 同。同村にあり、清流寺と書く。

(四) 龍護寺 同上。今、龍護院といふ。
(五) 曹源寺 同。佐賀郡小關村大字關屋字畑瀬にあり、曹源院といふ。神代勝利の墓がある。

- (六) 通天庵 曹洞宗。佐賀郡松梅村大字松瀬にある。(六五三・註一二)
(七) 用音寺 同。神埼郡背振村大字鹿路にある。

四八九 寛文四年甲辰。三十三歳

一 二月二十八日御暇。

一 四月十九日 (一) 甘姫様御産、 (二) 右兵衛様御出生、御産所二の御丸なり。此の時御城

より龍上り申し候。由。甘姫様御祈誓の初瀬の観音、後に (三) 清心院へ御安置、吉茂公御代、堂御建てなされ候。

(一) 甘姫様 鍋島光茂室。中院大納言通純の女。法名榮正院。

(二) 右兵衛様 鍋島吉茂。

(三) 清心院 古義眞言宗大覺寺派。本尊三十三體觀世音。佐賀市大財町にある。木塚伊豫守の子齋宮の建立で、甘姫勸請の觀世音が、現に本尊として安置されてゐる。吉茂の觀音堂建立は寶永年中の事である。

四九〇 寛文五年乙巳。三十四歳

一 九月御參勤。

一 六月二十三日 (一) 榮正院様御産にて御死去、御出生の御子様も御消え成され候。清蓮様と申し候なり。

(二) 榮正院 鍋島光茂後室。中院大納言通純卿の女、甘姫。

四九一 寛文六年丙午。三十五歳

二月御暇。

四九二 寛文七年丁未。三十六歳

九月御參勤。

七月 (一) 國廻上使岡野孫九郎殿 青山善兵衛殿 井戸新右衛門殿、蓮池町にて公御出

會。十二月二十五日左衛門様十六歳、御一字綱御稱號四品御免。同二十六日御前髪御取

り成され候。綱茂公と申し奉るなり。

七月津廻上使竹野又兵衛殿 向井三郎兵衛殿、寺井竹崎 諫早 脇津 深堀 伊萬里 濱

御巡見、公寺井御立會。

春牛島射場に於て足輕、弓 鐵砲的。御名代 (一) 翁助殿。

秋片田江新馬場に於て御家中馬責馬。御名代翁助殿。

(二) 國廻上使 此の時巡見使の記した『西海巡見志』二十四卷があり、肥前の部は第十六卷に收

められてゐる。
(三) 翁助殿 鍋島直堯。(光茂從弟)

四九三 寛文八年戊申。三十七歳

二月朔日江戸大火事、櫻田御屋敷類焼、御兩殿様麻布に御座成され候處、同四日又

大火事、麻布御屋敷類焼に付て青山にて (三)和泉守殿御屋敷に御座成され候。

一 二月御暇。

一 十二月二十一日綱茂公御縁組、(二)松平越前守様御姫様御願の如く仰せ出さる。

(二)和泉守 鹿島藩祖鍋島直朝。

(二)松平越前守 越前福井藩主松平光通。

四九四 寛文九年己酉。三十八歳

一 九月御參勤。

四九五 寛文十年庚戌。三十九歳

一 二月御暇。

四九六 寛文十一年辛亥。四十歳

一 二月十二日綱茂公二十二歳御祝言。お普代様十八歳。鍋島若狭 鍋島彌平左衛門 相良

求馬江戸差越され候。

一 光茂公十一月朔日御著府。翌三日朝上使板倉内膳 正殿。

四九七 寛文十二年壬子。四十一歳

一 綱茂公初て御暇。御兩殿様御同前御下國。三月十二日江戸御立、四月十三日御著城、

多た久く屋や敷き御ご在ざい留りゅう。

一 三月六日朝あさ光みつ茂しげ公こう御おん暇いさまの上じょう使し土つち屋や但た馬ま殿どの。

一 九月十三日にちより御ご父ふ子し様さま長なが崎さき御おん越こし。同どう二十にじゅう二に日にち御ご歸き城じょう。

一 十月じゅう綱つな茂しげ公こう御おん參さん勤きん。

四九八 延寶元年癸丑。四十二歲

一 九月御參勤。

四九九 延寶二年甲寅。四十三歲

一 二月御暇。

五〇〇 延寶三年乙卯。四十四歲

一 九月御參勤。

綱つな茂しげ公こう御おん暇いさま。十二じふに月げつ二十九にじゅうくにち日にち御ご著ちやく國こく。光みつ茂しげ公こう御おん留る守すなり。

五〇一 延寶四年丙辰。四十五歲

一 二月御暇。

五〇二 延寶五年丁巳。四十六歲

一 御參勤御發駕。十一じゅういち月げつ十一にち日にち御ご著ちやく府ふ。

一 綱茂公御暇御拜領。十一月晦日江戸御立。

一 十二月鶴御拜領。

一 今年御在府中、御供廻多人數無用と思召され相減ぜられ候。其の後公儀より御供廻相減じ候様にと御觸あり。

五〇三 延寶六年戊午。四十七歳

一 正月二十九日おきら様御祝言。(一)加賀守殿御姫を公御養子成され、(二)三浦壹岐守

殿へ御縁組なり。

一 二月十五日お春様(三)伊東出雲守様へ御祝言。

一 二月二十八日御暇。三月二日江戸御立、四月二日御著國。

一 十二月三日櫻田御屋敷御納戸脇より出火。(四)本多越前守殿類焼に付て御使者丹羽新

兵衛遣はさる。御遠慮に及ばず。

(一) 加賀守 小城藩主鍋島直能。

(二) 三浦壹岐守 明敬。奏者番、若年寄、日向延岡城主となり、正徳二年三河荏屋城に移された。

(三) 伊東出雲守 祐實。日向鉄肥城主。

(四) 本多越前守 利長。遠江國横須賀領主。

五〇四 延寶七年己未。四十八歳

一 十月十一日御參勤の爲御發駕。

一 四月土屋但馬守殿(御老中)卒去。同月久世大和守殿卒去。

一 五月二十二日櫻田西の屋敷御請取、是は愛宕下御屋敷を(一)松平若狹守殿へ遣はされ、若州高輪の屋敷を(二)大田原備前守殿へ遣はされ、備州櫻田の屋敷を此の御方へ御取成され候御願相濟み候なり。

(一)松平若狹守 康信。丹波國笹山城主。

(二)大田原備前守 典清。下野國大田原城主。

五〇五 延寶八年庚申。四十九歳

一 綱茂公正月廿九日、御下國。九月十三日佐嘉御立。

一 公四月五日御著國。

一 五月二十四日江戸増上寺に於て(一)嚴有院様御法事半ば、(二)永井信濃守殿を、(三)内藤和泉守殿討果され候なり。

一 二月御暇。

一 五月八日家綱公御他界、御使者鍋島若狹、綱茂公より鍋島十太夫仰付けられ候。綱茂公御家督御祝儀御使者村田隱岐。

(一) 嚴有院様 將軍徳川家綱。

(二) 永井信濃守 丹波宮津城主永井尙長。

(三) 内藤和泉守 志摩鳥羽城主内藤忠勝。(此の項二一六參照)

五〇六 天和元年辛酉。五十歲

一 御參勤九月二十六日御發駕。此の年より前髪立小々姓召連れられず候なり。八丁中
國東海道美濃路御越。十一月六日御著府。

一 十一月十二日 (一) 堀田筑前守殿宅にて御代替に付公御誓詞遊ばされ候なり。

一 十一月二十六日綱茂公江戸御立成され候。

一 來春將軍宣下の御祝御能御興行に付御作事方其の外調への爲、木下五兵衛仰付けらる
る旨三月二十二日仰渡され候なり。

一 七月國廻上使奥田八郎右衛門殿 戸川奎之助殿 柴田七左衛門殿蓮池町にて公御出會。

(二) 堀田筑前守 大老堀田正俊。

五〇七 天和二年壬戌。五十一歲

一 二月九日 十三日 十六日三度に、將軍宣下御祝の御能御興行、同二十一日公御供立中
に御料理下され候。

一 三月朔日、當將軍綱吉公より御暇、御代替初めて故御腰物御拜領、同日江戸御立ち、美濃路中國御旅行、四月七日御著城、同九日(一)長崎御越なされ候。戸町御番所にて御供の(二)主水殿(三)志摩殿 番頭(四)千葉太郎助へ、(五)御番の大意仰聞けられ候なり。

(一)長崎御越 鍋島勝茂時代寛永十九年三月廿六日初めて長崎警備を命ぜられ、翌廿年から福岡藩と交代に其の任に當つたので、御番のために長崎に赴く事。天和二年は拜命以來四十年目、光茂五十一歳の時で、著城の翌々日直ちに赴いたのである。

(二)主水殿 鍋島直朗。(六四七・註一)

(三)志摩殿 (深堀)官左衛門茂春入道壽峰。志摩守茂里(主水茂里とは別人)の子である。寶永七年正月十六日歿。年七十一。法名福山壽峰。

(四)千葉太郎助 名は常成。初右京大學。玄蕃常貞の嫡子である。元祿十年十月廿六日歿。

(五)御番の大意 鍋島光茂年譜『寛元事記』に「長崎御番大意御意」といふのがある、その全文を参考のために左に掲げる。(五六〇(参照))

長崎御番大意御意

四月九日(天和二年)より長崎御越なされ、戸町御番所に於て、「御用の儀候條人を除け候様に。」と仰付けられ、鍋島主水 鍋島官左衛門 千葉太郎助を召出され、長崎御番御覺悟の大意を仰聞けられ候由にて、御意なされ候は、今度綱吉公御代始御暇拜領仰付けられ、長崎御番相替らず相勤むべき旨御懇の上意にて、御大慶成され候。長崎は異國の手當にて大事の御番なり。然れば異國に對し、日本の恥をかゝぬ所が肝要の目當なり。自然御禁制船著岸、一戦に及

ふ時は、我等一番に討死する覺悟なり。これ日本の恥をかゝぬ根本なり。我等討死の跡には右衛門佑殿手柄をいたさるゝにて有るべし。長崎御番我等覺悟の大意とは此の儀なり。」と御意なされ、次に御咄なされ候は、「泰盛院殿關ヶ原御陣の時西方なされ候儀、御誤と人皆申す事なれども、我等は全く御取違と思召されず、祖父様御同意なり。この段は御當代に遠慮至極なる申事なれども、我等心底上様の御前にても憚らず申上ぐる覺悟なり。その仔細は、勝茂公太閤の御重恩淺からぬ事なれば、秀頼御下知とこれある時、分別に及ばず、勝負には構はず、西方なされ候こそ御尤もに候。さて西方敗軍の上は、家を御崩し候はで叶はぬ處を御赦免なされ候事、權現様御重恩申盡し難く、今日迄家を連續申し候。松平御家の御厚恩なり。然れば長崎御番仰付置かれ候こそ幸に候。一番に命を捨て、御恩報じ奉る計りなり。」と御意なされ候。右御隱密の御用の様に人を御除けなされけれども、御高音に御意なされ、外に居り候者迄承り、何れも落涙仕り候。

又『山本常朝年譜』には

四月七日御著城遊ばされ候。同九日より長崎御越御供仕り候。兩御番所にて番人足輕等迄召出され、御直仰渡しあり。さ候て戸町御番所にて主水殿 志摩殿 千葉太郎介方御前召出され候て、長崎御番御覺悟の大意を御語り聞かせなされ候。その節右御用に付、人を近附け申すまじき由御意なり。外には御目付土肥進士允番のため附居り、御次には權之丞罷在り候に付て、始終御講釋の段々承知奉り、陰より落涙仕り候。右三人の衆御前に於て落涙にて御座候事。

とある。これに依つても光茂が日本のために如何に長崎防衛を重大視し、心血を注いで重責に任じたか窺ひ知られるのである。天和二年から慶應四年（明治元年）まで約二百年間に互る佐賀藩出役中に死亡した劔子等約八百名の過去帳が、現に深堀村圓城寺に藏されてゐる。

一 七月十一日長崎御越。

一 今年新非人屋相建てられ、土手籠の者共召し置かれ候。

五〇八 天和三年癸亥。五十二歳

一 御參勤の爲九月廿九日御發駕。十一月十二日御著府。上使戸田山城守殿。

一 綱茂公御暇。十二月五日江戸御立。

一 閏五月二十八日 (一) 徳松様御他界、淨徳院殿靈嶽崇心大童子。

(二) 徳松様 將軍徳川綱吉世子。

五〇九 貞享元年甲子。五十三歳

一 三月朔日御暇出。此度當御代御感狀 御感書等家中迄相改め上覽に及ぶべき旨、正月

二十二日仰出され候に付、野口新右衛門罷下り御感狀持越差上げられ候。茂里御感

狀相良市右衛門持越差上げ候。右に付御立御延引、三月二十二日江戸御立なり。

一 綱茂公五月二日佐嘉御立成され候。

一 五月十五日天守修理成就に付、御親類 御家中御供にて天守に御上り、上段にて修理

頭人 (一) 主水殿へ御慰斗遣はされ候。(御城御普請方頭人は、昔より主水殿にて候

由)。

- 一 八月二十八日江戸御城に於て (二) 堀田筑前守殿を (三) 稻葉石見守殿打果され候事。
- 一 正月二十八日興國院様五十年忌御法事。今年光茂公思召出され、幻花様御靈屋龍雲寺へ新に御建て、御施餓鬼仰付けられ、毎歳御名代、盆には御堂參遊ばされ候。右は勝茂公御子萬千代様なり。
- (一) 主水殿 直朝(茂里曾孫)。
- (二) 堀田筑前守 大老堀田正俊。
- (三) 稻葉石見守 若年寄稻葉正休。

五一〇 貞享二年乙丑。五十四歳

- 一 二月二十二日當將軍綱吉公御判物江戸より多久長門殿持下られ、同二十九日御本丸御書院へ召置かれ、御祝の爲御家中惣侍 中残らず召出され、光茂公御手自ら御酌にて御酒拜領させられ候事。
- 一 六月三日、(一) 日峯様御影 御讚出來、高傳寺へ (二) 公御持參遊ばさるゝ刻、長崎より (三) 南蠻船來著の注進これあり、路より御歸城、即ち御仕組御座候。同七日長崎御越、同十三日御歸城遊ばされ候。
- 一 九月晦日光茂公御發駕、十一月七日御著府遊ばされ候。
- 一 十二月四日綱茂公江戸御立。

一 三月廿四日、(四)隆信様御影 御讚宗龍寺へ御寺納。

(一) 日峯御影 畫は成富源三郎益峯(洞圓)、讚は石田安左衛門宣之(一鼎)の撰、書は山村造酒俊之で、鍋島元茂の名を以て奉納された。

(二) 公 鍋島光茂。

(三) 南蠻船來著 六月二日阿媽港船一艘、我が伊勢國漂著者十二人を乗せて長崎に入港。光茂は今年非番であつたが六月九日發駕、同十一日長崎著、直ちに歸城した。

(四) 隆信様御影 筆者は直茂畫像と同じ。

五二一 貞享三年丙寅。五十五歲

一 二月御暇。

一 今年諸組に能仰付けられ候。彌平左衛門(高砂) 主水(八島) 志摩(加茂) 圖書(田村)

數馬(船辨慶) 大木(藤戸) 岡部七之助(源氏供養) 左太夫(忠度) 多久兵庫(芭蕉)

馬場勝右衛門(清經) 石井修理(橋辨慶) 百武善左衛門(元服會我)。

一 今年綱茂公古賀に御茶屋御取立成され候事。

五二二 貞享四年丁卯。五十六歲

一 三月十六日公向陽軒御移徙。御作事間は彌平左衛門屋敷に御座なされ候。

一 九月晦日公御發駕。

十二月二十五日 (一) 春岳邪宗企てられ候由、道心者淨心長崎御奉行衆へ申出で候。相改められ候處無實に付て追て差免され候。

四月二十八日御即位に付て御使者神代彈正殿差上げられ候。
(一) 春岳 (五〇・註二)。

五三三 元祿元年戊辰。五十七歳

正月十六日綱茂公御著國。疱瘡流行候故、滿溝に御廻り成され候なり。

二月二十八日江戸櫻田御屋敷家老小屋出火。光茂公御遠慮。三月七日御登城御暇御延

引の處御能御拜見、四月五日御暇出、同十二日御發駕、五月七日御著城。此の年御家老御供これなく候。

五月十六日綱茂公佐嘉御立。

九月晦日年號改元。

十二月松平右衛門佐光之隱居。肥前守綱政家督相續。

五三四 元祿二年己巳。五十八歳

九月中旬より (一) 願正寺にて密談。同二十三日夜和泉守殿攝津守殿御屋敷御出で

御密談御用。同夜中野將監馬場勝右衛門(兩人年寄役なり)大和殿宅にて御改。同二

十六日將監切腹(介錯山本權之丞)、勝右衛門浪人仰付けられ候。

一 十月朔日光茂公御發駕。同二十日 (一)肥前守殿家督以後初めて長崎見廻、御領内通路願正寺に於て光茂公御面談。供立上下千四十二人、外に御雇九十人、先立加へ都合千三百人なり。

(一)願正寺にて密談 御年寄役中野將監正包(一七・註三)が、同役馬場勝右衛門重好と共に忠言を妨げ、御目付の言上書を妄に内見したり、蒔費を濫用したりして君徳を墮蔽し、公儀の首尾が悪くなつたといふので、御三家の鍋島和泉守直朝(鹿島藩祖。光茂の叔父)同攝津守直之(蓮池二代藩主。光茂從弟)等が願正寺で密議し、更に鍋島大和守直堯(白石邑主。光茂從弟)宅で糾問の上、切腹仰付けられた事件で、介錯は山本常朝であつた(一〇〇・一九九・九二二参照)。將監は、主君に諫言はせぬ。する時は理詰めでなく潜かにするといふ主義の人であつた(三三二参照)。

(二)肥前守 福岡藩主黒田綱政。

五一五 元祿三年庚午。五十九歳

一 正月二十六日綱茂公御著國。

一 二月二十八日御暇、四月十一日光茂公御著國。

一 四月二十一日綱茂公佐嘉御立。此の日中野數馬加判家老仰付けらる。御加増本知合はせて現米八百石下さる。

五一六 元祿四年辛未。六十歳

一 九月晦日光茂公御發駕、十一月五日江戸御著。

一 十二月十六日綱茂公江戸御立。

一 五月二十三日公六十御賀に付綱茂公より銀の鳩の御杖遣はされ候。著座迄御料理拜領。御杖拜見仰付けられ候。

五一七 元祿五年壬申。六十一歳

一 三月十三日光茂公江戸御立(二月二十八日御暇)。

五一八 元祿六年癸酉。六十二歳

一 九月二十九日光茂公御發駕、十月二十九日大阪御著。御逗留中辨財嶽公事御利運の段、江戸より申來り候。此の節御意これ有り。

一 十月二十九日江戸御屋敷出火(田尻園十小屋より)。沼津にて聞召され候。

一 十一月七日光茂公江戸御著。出火故暫らく御遠慮の處十四日御奉書參り、十五日御登城成され候なり。

五一九 元祿七年甲戌。六十三歳

一 三月光茂公江戸御立、同二十五日大阪御著、四月十五日御著國成され候なり。

五二〇 元祿八年乙亥。六十四歳

二月八日江戸麻布の御屋敷類焼。

五月十六日お光様佐嘉御立、八月十六日榊原式部大輔様へ御婚禮。但綱茂公より御養子成され候。夫れに付麻布御前様より葵の御紋遣はされ、諸道具二通りに出来立ち候事。

十月五日光茂公御發駕、同二十二日大阪御著、二十五日大阪御立。此の御在府青山に御座成され候。

十一月二十九日光茂公御隠居。綱茂公御家督御相續なり。
十二月十五日御父子様御登城御禮相濟み候なり。御献上御刀義弘代金二百枚金馬代御服二十 御壺繩簾綱紫霞赤地錦。御臺様へ新古今集二條爲重卿筆外題後小松院代

二十五枚。桂昌院様へ和漢朗詠集二條爲世卿筆代二十五枚。水戸様へ盛衰記中御門宣齋卿筆。同宰相様へ百首和歌軸物二條定爲代十枚。大久保加州へ拵刀吉房二十枚。土屋相州へ備前兼光二十枚。阿部豊州へ延壽國資二十枚。戸田山州へ城州兼永十枚。柳澤羽州へ備前長光十枚。松平右京亮へ備前兼光十枚。秋元但州へ備前義景十枚。加藤佐州へ末

青江十枚。松平彈正忠へ貞吉十枚。小笠原佐州へ三原十枚。土岐豫州へ石州貞綱六枚。宮城越州へ備前盛景五枚。丹羽遠州へ青江五枚。本庄因州へ了戒十三枚。六角越州へ是助

城越州へ備前盛景五枚。丹羽遠州へ青江五枚。本庄因州へ了戒十三枚。六角越州へ是助

十枚。林大學頭へ信國六枚。松平右衛門佐へアサ御壺。松平肥前守へ來國光廿五枚。松平左京亮へ駿河守鞍鐙三十枚十五枚。此他御一門様方へ御送物あり。

綱茂公御代 (鍋島綱茂年譜拔書)

五二一 元祿八年乙亥。四十四歲

- 一 十一月二十二日光茂公御隱居御願仰入れられ、同二十九日召させられ、御父子様御登城、光茂公御隱居、綱茂公御家督仰付けらるゝの旨御老中仰渡され候。
- 一 十二月十五日御禮仰上げられ候。長崎御番仰付けらるゝの旨御老中御列座にて仰達せられ候。委細別記にこれ有り。
- 一 十二月十八日侍從御昇進。同二十八日御禮仰上げられ候。

五二二 元祿九年丙子。四十五歲

- 一 三月朔日御父子様御登城、公方様御講釋御拜聽の事。
- 一 二月二十七日上使戸田山城守殿御出御暇。御小袖五十白銀五百枚御拜領なり。

八日御禮の爲御登城、御前に於て御馬御拜領。長崎御番の儀上意これ有り、三月十四日御發駕、四月十一日御著城、始めて御暇に付御禮御使者御家老鍋島彌平左衛門差上げらる。委細別記にこれ有り。

一 三月九日御家督御祝の爲、御老中御招請、御囃あり。

一 四月朔日光茂公御暇、御馬御拜領。同七日江戸御立、五月十二日御下著、東御屋敷御

入。

一 十一月十日本院様崩御。明正院と號し奉る。

一 一月長崎御番御請取。

五二三 元祿十年丁丑。四十六歳

一 長崎御番、松平肥前守殿へ相渡され候。

一 當春（二）脊振山辨財天の像京都にて出来、御下りの事。

一 櫻田御屋敷甲府様へ御成、御殿御用地に召上げられ、代地三田新堀端に於て水谷左京

上り屋敷御拜領。

一 四月二十一日光茂公御參府の爲佐嘉御立、六月十五日御著府、麻布御在館。

一 九月二十九日綱茂公佐嘉御發駕、御供鍋島十左衛門 原田吉右衛門 鍋島庄兵衛 鹿江

伊左衛門。

一 十月七日光茂公江戸御立、石部にて綱茂公御面談、同廿三日大阪御著。

一 十月九日珪光院様御死去、中院通茂卿御母堂なり。

一 十一月十七日西三條彌千丸殿御出生。

一 麻布御屋敷へ御著府、御禮仰上げらる。御在府中に武藤善兵衛丹羽喜左衛門年寄役に仰付けられ、溝口主馬と申す者土屋相模守（御老中御用御頼）より仰入れられ召抱へられ候。野崎五郎左衛門と申す者大御目付高木伊勢守殿より御頼、御出入扶持下され候。三十六石か。

一 麻布南町に於て大久保隠岐守殿又中間酒狂にて、(二)もさ馬を切り申し候。此の御方辻番捕へ、疵馬御屋敷にて養生。御馬醫桑島新五左衛門殿御出で御療治、平癒の上馬主へ相渡され候。右の中間は籠舎仰付けられ候。

一 御在府中小石千右衛門野田二右衛門(三)權藤七兵衛惡所へ参り候段、御歩行目付直塚茂兵衛言上、三人苗木山へ籠舎、追て切腹仰付けられ候。

(一) 脊振山辨財天の像 (二六〇参照)。

(二) もさ馬 暴れ馬。

(三) 權藤七兵衛 (八六八参照)。

一 五二四 元祿十一年戊寅。四十七歲

一 二月御暇、上使(缺字)御發駕 四月十二日御著城。

一 長崎御番御請取。

一 八月二日京都烏丸通四條下ル町水野美作殿元屋敷御求め、これを請取る。堺町元御屋

敷は拂ひに成り候なり。

一 西御屋敷御取立成され候事。

一 江戸御留守頭人丹羽卯左衛門 御留守居副島五左衛門 羽室清左衛門。

一 光茂公御病氣に付御參勤御斷相成り候なり。

一 五二五 元祿十二年己卯。四十八歲

一 光茂公當年四月中御參府成され候様にと御差圖御座候處、御腰痛にて御斷仰上

げられ候。

一 四月十二日御前様麻布御屋敷に於て御卒去。法號寂光院殿。初は台壽院様と御附け

候を、台の字は御遠慮の旨仰越され、御改め成され候。御朦氣御尋ねとして御奉

書御用番にて相渡され候。納富九兵衛、東海道五日著にて持越し候。御禮御使者。

一 鍋島主税殿召させられ、溜池端水野松之丞殿上り屋敷御拜領、三田の御屋敷は召上げ

られ候旨、綱茂公仰越さるべき旨仰渡され候。

一 九月二十九日佐嘉御立。

一 閏九月二十一日佐嘉御本丸にて、御姫様御出生、伊勢峯様と申し奉る。

一 溜池御屋敷御在府成され候。

一 八月十二日か、洪水、諫早、山潮出で、人畜多く死す。

五二六 元祿十三年庚辰。四十九歳

一 二月御暇、上使。

一 御留守頭人鍋島市兵衛 武藤主馬 御留守居羽室清左衛門 大塚平次兵衛。

一 長崎御番御受取。

一 五月十六日光茂公御卒去。十七日夜高傳寺へ御入寺、二十日御野焼、二十二日御骨拾、

六月十四日御葬禮、今日より御中陰十七日、五月二十九日より七月二日迄千部御執行の

事。御法事頭人鍋島内記殿仰付けられ候。

一 六月三日江戸溜池御屋敷へ上使田村右京大夫殿御出、御香典銀子三百枚御拜領、御臈

氣御尋の御奉書、右兩様三上新助 中島三左衛門持下り、六月十八日佐嘉著。即ち御寺へ

綱茂公御持參成され候。

一 御法名、初は大輪院様と御附け候を、大の字御遠慮にて乗輪院様と御改めなされ候。高傳寺了爲和尚御引導なり。

一 十二月廿日 (一)長崎に於て高木彦右衛門中間と、深堀三右衛門志波原武右衛門喧嘩、同夜彦右衛門家來共打返し、夜明に深堀の侍十九人罷越し、彦右衛門以下數人打取り候事(委細別書に之を記す)。

(二)長崎に於て——喧嘩 長崎喧嘩又は深堀騒動といふ。(五六・註三)

一 光茂公御卒去に付、剃髮染衣の人、牛島源藏(一仲)同女房 山本神右衛門(常朝)同女房。落髮の人、江副彦次郎 (二)野田元右衛門 村岡五兵衛 (三)原清右衛門 (四)高木忠五郎 (四)竹下八兵衛 (五)戸田次郎兵衛 (六)三谷助右衛門 (七)山崎惣右衛門。半髮、御駕籠副四人(此の外隠居人等あり)。

(一)野田元右衛門 名は常則。初め平兵衛、勘兵衛と稱した。九郎右衛門常徳の子で、萬治の頃侍となつた。剃髮して捨入と號した。寶永七年二月歿。年七十七。

(二)原清右衛門 名は玄篤。後權兵衛と稱した。清右衛門榮清の子で、貞享二年手明槍から侍になり、光茂の時御歌書役を勤めた。元祿十三年光茂逝去の時剃髮、翌十四年六月束髮、寶曆六年七月歿した。年九十三。

(三)高木忠五郎 名は盛貞。後に與惣兵衛と稱した。(三五三・註二)

(四)竹下八兵衛 名は亮道。初め新之允、十助、後孫右衛門と稱した。實は相良傳右衛門元良の

次男で、竹下藤兵衛時豊の養子となり、後御歌書役を勤めた。元祿十三年光茂逝去の時剃髮、翌十四年六月束髮、享保九年十二月歿。年六十。

(五) 戸田次郎兵衛 名は能任。初め傳七、平助、後に九右衛門と稱した。實は多久家來石川是休の子で、手明槍戸田左助某の養子となり、御側御歌書役を勤め、貞享二年侍となつた。元祿十三年光茂逝去の時剃髮、翌十四年六月束髮仰付けられた。

(六) 三谷助右衛門 名は治親。實は田原三郎兵衛政壽の子で、三谷千左衛門政通入道如休次男に養子となり、元祿の初め侍となつた。元祿十三年光茂逝去の時剃髮、翌十四年六月束髮仰付けられた。

(七) 山崎惣右衛門 元祿八年侍となり、同十三年光茂逝去の時剃髮、翌十四年六月束髮、同十六年故あつて浪人仰付けられた。

五二七 元祿十四年辛巳。五十歳

一 四月十七日長崎御奉行丹羽遠江守殿下向、寺井に於て御面談、此の節御黒印御下知狀御條目の御寫御受取御拜見成され候。是は前方御願遊ばされ候なり。公儀へ御禮御使者の事。

一 長崎御番相渡され候。

一 十月朔日佐嘉御發駕、御供諫早豊前成富九郎兵衛。御禮仰上げられ、溜池御屋敷御在府なり。

正月鶴姫様御瘡。綱吉公御姫紀伊綱教御簾中なり。

今年御家中手明槍迄親族改めこれ有り。

五二八 元祿十五年壬午。五十一歳

二月御暇上使。三月二十九日。御著城。

御留守頭人平右衛門殿、後、登太郎殿、御留守居大塚平次兵衛 鐘ヶ江李左衛門。

長崎御番御受取。

三月九日桂昌院様從一位御叙位、綱吉公の御母堂なり。

七月北山所々洪水、山潮出づ。八月大風。

五二九 元祿十六年癸未。五十二歳

稻垣對馬守殿 安藤筑後守殿 萩原近江守殿 石尾織部殿、所々巡見として長崎迄御下

向、御領内御通りに付て、四月十六日神埼に於て御參會成され候。

長崎御番相渡され候。

十月朔日佐嘉御發駕。

御參觀の御禮仰上げられ、溜池御屋敷御在府なり。

十一月十八日麻布御屋敷類焼、坂部彈右衛門 仁戸田文右衛門焼死。

十一月二十一日夜大地震。手男一人堀に押され死す。

五三〇 寶永元年甲申。五十三歳

二月御暇。上使。三月晦日御著城。三月五日江戸御立なり。

三月晦日年號改元の仰渡有り。

四月十二日鶴姫様御逝去。

五月八日嚴有院様二十五年忌御法事。

九月十七日御老中阿部豊後守殿卒去。

十二月五日甲府中納言綱豊卿御養子、同九日家宣公と改めらる。

當年御留守頭人鰐島市兵衛 武藤主馬。御留守居鐘ヶ江李右衛門 石井彌左衛門。

五三一 寶永二年乙酉。五十四歳

正月九日綱吉公六十の御賀祝有り。

三月五日綱吉公右大臣家宣公從二位大納言御任叙なり。

六月廿二日一位様御逝去、綱吉公の御母堂なり。

六月萬部御執行、導師本庄社大乘院覺賢僧正。

十月朔日御參觀の爲佐嘉御發駕。十一月十日江戸御著。御供鰐島十左衛門、大阪より

成松又兵衛御國許へ遣はされ、十月七日下著。神代彈正様同十五日御出立。十二月十日江戸御著成され候。(又兵衛は御國元より御用仰付けられ江戸へ遣はされ、大阪へ打向ひ罷著き候)。

一 十二月二十六日綱茂公彈正様召させられ、御老中御列座にて秋元但馬守殿御願の如く御養子に仰付けられ候。旨仰渡され候。彈正様御名乗知茂と改めらる。元直利なり。

一 長崎御番相渡され候。

五三二 寶永三年丙戌。五十五歳

一 二月二日櫻田御屋敷御拜領、代地として麻布御屋敷差上げられ候。

一 二月御暇。上使井上河内守殿、三月五日江戸御立、同二十九日御著國。

一 四月四日長崎御番御受取。

一 當年御留守頭人副島五太夫、成松貞右衛門。御留守居鐘ヶ江平左衛門、石井彌左衛門なり。五太夫、貞右衛門は彈正様年寄兼役なり。溜池御屋敷北東の隅長屋に御座成され候なり。

一 三月二十四日泰盛院様五十年御忌御法事これあり、高傳寺千部執行。

一 五月十六日乗輪院様七年忌御法事これ有り、右同斷。

一 十二月五日彈正様召させられ御元服仰付けられ候。御稱號御一字四品御刀則光御拜領なり。左衛門佐吉茂公と改めらる。即日御禮相濟み候なり。

一 綱茂公御病氣の段申來候に付て、御典藥相願はれ、長島の庵老仰付けらる。御看病の爲、吉茂公御暇御願、十二月六日晚御用番大久保加賀守殿宅にて仰付けられ、御關所御證文相渡され候。道中にて若し御惡左右相達し候とも御當番の事に候。間直に御下國成さるべき旨相達せられ、翌七日江戸御立、同十三日熱田にて二日御卒去の御到來聞召され、同二十八日御著城なり。

一 十二月六日晚病氣御尋の國次御奉書御留守居へ相渡され候。

一 十二月二十二日上使水野監物御香典銀子三百枚御拜領なり。御朦氣御尋の御奉書御留守居へ相渡され候。彼是別記に委し、御法事頭人村田宮内殿 鍋島内記殿。御引導行寂和尚千部執行これあり候なり。

五三三 寶永四年丁亥吉茂公。四十四歳

一 四月二十一日長崎御番所相渡され候。同二十六日吉茂公佐嘉御立、五月九日大阪御著、五月二十五日江戸溜池御屋敷御著遊ばされ、御參觀時分の儀に付て、段々御伺の

上、公儀より御差圖これあり候なり。別記に委し。

一 正月二十八日高傳寺行寂和尚隱居、當住川久保松陰寺寂照仰付けられ候。

一 五月二十日隱居松平右衛門佐光之筑前福岡に於て病死。江龍院殿淳山宗眞と號す。

聞書

五三四 鍋島光茂の利發、十九歳の時祖父勝茂代理で登城口上を述べ

金丸氏話。慶安四年將軍家綱公御代替りにて候。この暮、勝茂公御參府の處、御道中

にて御病氣、御著府御延引、御代替り初めての御參觀に付、別して御氣の毒に思召され、御急ぎなされ候へども、御力附き遊ばされず候。さて御著府即朝御老中廻り遊ばさるべ

くと、右御延引の謂はれ、御口上書御案文なされ候へども、一圓御心に叶ひ申さず、その中時刻移り、御老中御出仕時分に相成り候に付、殊の外御世話なされ候。光茂公御次

に御座なされ候が、御差出で仰上げられ候は、「今朝の御著、御老中登城前に御届けなされず候ては罷成らざる事に候。御病氣故御著御延引なされ候處、早速の御出は

不相應に御座あるべく候。今朝は先づ某を御名代に遣はされ、(一)晩高に御廻りなされ候。ては、如何御座あるべくや。」と仰上げられ候。(二)高源院様も御同座に御座なされ候が、聞召上げられ候て、「丹後守申し候儀尤もに御座候。彼者に御任せなされ候へ。時刻も押移り候。」と仰上げられ候に付、勝茂公も、「尤も至極、よく氣が付き候。それとても口上書は遣はずべき」由、仰せられ候。光茂公又仰せられ候は、「御口上は篤と合點仕り候。御書附には及び申さず候。」と仰せられ候に付、「さらば申して見候へ。」と仰せられ、即座に御口上仰せられ候。御夫婦様ながら仰せられ候は、「唯今迄の詮議の書附よりは、よく聞え候。その通り申達し候様に。」と仰せられ、御後にて、「あれ程智慧あるべしとは思ひ寄らず候。」と、殊の外御褒美なされ、其の以後は潜かの御指南共御座候由。其の前は餘り御親しくも御座なく候由。御十九の時の由。

(一) 晩高 晩景に同じ。夕刻。

(二) 高源院様 勝茂室。尙本文御十九の時とあるが、これは二十歳の誤である。

五三五 鍋島光茂、十四歳の歌「寒き夜に裸になりて寝たならば——」

金丸氏話。光茂公御十四歳の時の御詠歌

さむき夜にはだかになりてねたならば明くる朝はこごえ死ぬべし
これ、御詠歌の始の由申傳へ候。又一説に、(一)多久美作より、「唐の山邊も紅葉しに
けり」と申す歌を聞召され候て、御歌の御執心に相成り候由。

(一) 多久美作 多久美作守茂辰。

五三六

鍋島光茂、綱茂時代に櫻田屋敷を召上げられ羨ましと語る

元祿十年櫻田御屋敷甲府様へ御成、御殿の御用地に召上げられ候。光茂公御隠居以後、
四月御參觀の御旅中に右の段申し來り、御供の上下不氣味に存じ、御前にも御残念に思召
さるべくと存じ候處、御意成され候は、「さてく (一) 信濃守は冥加に叶ひたる事な
り。有難き事なり。」とのみ御意にて候。御參府の上、御城に於て御老中御列座の席に
て、「今度信濃守櫻田屋敷、御殿の御用地に召上げられ候かとなり。御用にも相立ち候
儀、冥加に叶ひ候事有難く存じ奉り候。私儀は數年相勤め候内何の御用にも罷
立たず候。信濃守代に罷成り、間もなく右の仕合せ、某は羨ましく存じ候。」と仰述
べられ候由。

(一) 信濃守 鍋島綱茂。

五三七

鍋島光茂、御老中廻りの節道繰をせず、順の通りに廻る

金丸氏話。御老中廻り遊ばされ候節は御道線もこれなく、御願の通り御廻り遊ばされ候由。

五三八 鍋島光茂、旗本や公儀衆に對しては陰でも言葉を鄭重にす

右同。御側の者共への御話にも、御旗本衆の事は、「何某殿斯様にしやつて。」と仰せられ候。御小身の衆の事にても、(一)公儀衆の御事は、陰にても疎略に仰せられず候由。

(二)公儀衆 幕府關係の人々をいふ。

五三九 鍋島光茂の溜食ひ、一度に十度分も食べ、又幾日も絶食

右同。先年長崎御越し前、御子様方御病氣にて、御出立少々御延引候故、「早々御出駕遊ばされ候様に。」と、年寄中より申上げられ、「さらば即ち出立すべし。」と仰出され、「御膳差上げ候様に。」と仰付けられ候へども、出来合ひ申さず候に付、半分煮えの御食を澤山に召上がられ、御往來六日何にても召上がられず、御歸城の上、御膳召上がられ候。總じて御膳方尋常にてこれなく、一度に十度分も召上がられ、又幾日も召上がられざる儀も御座候。常體の御生附にてこれなしと、取沙汰仕り候由。

五四〇 鍋島光茂、御寺に參詣、頓寫の節は始終自ら硯の水を運ぶ

右同。御法事の節は御寺へ御參詣、讀經の間は (一)御堪忍遊ばされ候。頓寫これある

節は、硯の水を始終御はこび遊ばされ候由。

(一) 御堪忍 堪忍番を勤むること。奉仕。(二一六・註一)

五四一 鍋島光茂、道中でも就寢の時は江戸の方を枕にして寝る

右同。(一)どなたにても、「江戸の方を御枕元に御床取り候様に。」と仰付け置かれ、

道中などにて御寝み遊ばされ候節は、「江戸の方はどこにて候や。」と御尋ね遊ばされ候由。

(一)どなた 何處の意。今も佐賀地方で、「どちらへ御出でますか」の意に、「どなたやア、もう。など」といふ。

五四二 鍋島光茂、死罪の披露を聞く毎に減刑を考へ一等づゝを減す

右同。死罪の者披露聞召され候時は早速仰出されず、暫く御案じなされ、遁るべき方これなき時は、一等づゝ御減じ仰出され候由。

五四三 鍋島光茂、家中に對して御側外様の別なく凡て公平に待遇す

御側の者へ御意見など仰聞けられ候節は、「外様の者承り候はゞ、側の者故に懇にする様に存すべく候へども。」と毎度仰出され、全く御側外様御隔て仰分けに御座なされず候由。

五四四 鍋島光茂、深く讒言を嫌ひ、出仕延引の時もその場を繕はしむ

總じて讒人を深く御嫌ひ遊ばされ候。召させられ候人など、延引の時分、「何某は未だ罷出でず候や。」とお尋ね候節、「未だ罷出で申さず候。」と申上げ候へば、「朋輩を倒し申す心入の者なり。」と仰せられ候に付て、出仕延引の時も、「何と御座候や、見合ひ申すべく候。」と申し候て、御前を立ち、使など遣はし候由。又、「斯様の不調法何某任り候や。」と御意の時も、誰と申し候儀これなき由。

五四五 鍋島光茂、わらべ共の事を讒言したとて能役人を浪人さす

金丸氏話。先年御子様附の伴どもへ、能稽古仰付け置かれ候。田中覺兵衛に、「せがれ共は稽古仕り候や。」と御尋ねなされ候處、「わらべ共故、ろくに稽古仕らず候。」と申上げ候。以ての外御立腹遊ばされ、「幼少の者共の上を讒言仕る。」と候て、覺兵衛浪人仰付けられ候由。

五四六 鍋島光茂、城下法度の花火を見ぬ振りして新來の家臣を諭す

御慈悲深く御座候故、「御家中下々迄の上にて、痛み候事これなき様に。」と、兼々思召上げられ候。先年(一)堀田玄春御雇分にて罷下り居り候節、(二)東御屋敷にて、月の御詠歌のため御座に御出でなされ、御次には玄春(三)藤本宗吟(四)恩田如世罷在り候。

水ヶ江のあたりに花火あがり候を、玄春見附候て、會釋仕り候を聞きされ、御立ちなされ候て、御次に御出で、玄春へ仰せられ候は、「其方は法度の様子存ぜざる事に候。城下にて火の取扱はきびしき法度にて候。今夜の事必らず沙汰仕るまじく候。外に知れ候へば、科申附けず候ては叶はず候。これより見候は、見ぬ分にて候。」と御意なされ候。玄春感涙を流し、「天下に於て、主君の望み外にこれなく候。即ち御家來に罷成り候。祿は御了簡次第。」と願ひ奉り候に付て、召抱へられ候。かねて公儀を望み罷在り候に付て、最前より召抱へらるべくと候へども、御斷り申上げ候故、先づ御雇分にて罷下り居り候時の事にて候由。

(一) 堀田玄春 江戸堀田家の末流で、法橋正休と號し、萬治二年召抱へられた。元祿八年九月歿。

(二) 東御屋敷 藩主光茂の住居。(一・註四〇、七八三參照)

(三) 藤本宗吟 名は伊良。初め又七と稱した。宗眞良昭の男。御歌書役 京都御留守居役を勤め、元祿元年隱居、同十二年再び出仕した。寶永六年十二月歿。

(四) 恩田如世 次郎兵衛一信。江戸御歩行次郎兵衛一重の子である。叔母専心尼が、上杉家から柳線院(光茂前室、上杉定勝女)の御附となり、逝去の時尼となつて切米を戴いたが、寛文四年一信之を相續して光茂に仕へ、御歌書役を勤めた。元祿元年隱居、入道して如世と號し、同八年八月二十日京都で歿した。年六十四。

五四七 鍋島光茂、參府途中、御供當番御小姓役の無斷外出を咎めず

先年 (一)久波御泊の翌日、御供當番御小姓役 (二)中野七郎右衛門 (三)古賀源太左衛門船にて (四)海田へ罷越し、御供迦し申し候。詮議の上、「これより差下され候様に。」と申上げられ候へば、「それは宮島の遊女町へは参らざる候や。改め候様に。」と仰出され、又々詮議の上、遊女町へは参り申さざる通り申上げられ候。「さ候はゞ差免すべく候。供番の者共、供を迦し候はゞ科申付くべく候へども、彼の者共は男にては候へども、小姓役と申す名に候へば、前髪立同然の者共に候。右の科には、大阪迄先に遣はし候様に。」と仰出され候由。

(一) 久波 今の廣島縣佐伯郡玖波村。本文は。光茂參觀途中の事である。

(二) 中野七郎右衛門 名は義昌。初め與四之助。後茂左衛門。中野將監茂俊の後、七郎右衛門昌房の子である。享保十一年七月八日、江戸で諸岡彦右衛門を殺害して自及した。

(三) 古賀源太左衛門 傳不詳。

(四) 海田 今の廣島縣安藝郡海田市町。

五四八 鍋島光茂、努めて科人の申譯を聞き、種々理由を附けて差免す

金丸氏控。先年 (一)大阪御逗留中(御隠居以後の御参府なり)、不寢番 (二)馬渡角兵衛 (三)矢島彦兵衛兩人相勤め候節、彦兵衛小用に参り候後に、角兵衛寢入り申し候。その折、御目覺まさせられ候て、御呼びなされ候へども、御返詞申上げず候。御起き遊

ばさるべしとなされ候へども、御腰痛の時分にて、御這ひなされ候て、御次に御出でなされ候。その時、彦兵衛参り合ひ申し候。「相番は誰にて候や。」と仰せられ候へども、(四)かねての御氣質心得居り申し候に付て、兎角申上げず候。角兵衛膝立てながらうつぶけに寝入り居り申し候。角兵衛と御覽じ附けられ、兩人引取り候様、年寄共罷出づべき旨仰出され、年寄衆罷出でられ候へば、「兩人不番、不届千萬にて候。夜中は唯不寝番ばかりを頼みにて候處、不覺悟者共に候間、きびしく相改め、様子申聞くべき旨」仰出され候。詮議の上、「不調法申譯御座なく候。この上は御國許へ差下され、殿様仰付次第と仰越され候様に。」と申上げられ候。又々仰出され候は、「彦兵衛は科これなき者に候。角兵衛枕を致し寝入り居り候や、改め候様に。」と仰出され候。改めこれあり候處、居ながら眠り倒れ候段、紛れ無く候に付て、その段申上げ候へば、「さては不覺悟にてこれなく候。極々疲れ候時は眠り倒れ候事力に及ばぬ事に候。佐嘉へ遣はし候は休息にて候。その上(五)信濃承り候はゞ、切腹も申付くべく候。右の科には江戸へ先に遣はし候様。」と仰出され候由、總じて科人の上は、これを申開きこれある事と思召附かれ候時は、成程きびしく御穿鑿なされ、申譯を聞召され、差免され候。申開きこれなき事と思召され候時は、餘り御改めもこれ

なく、御前より色々かはりたる道理を御附けなされ、差免され候。折衷の事共一入御慈
悲深く御座なされ候故と、諸人感じ奉り候由。

(一) 大阪御逗留 本文は鍋島光茂の事で、光茂は元禄八年隠居、翌九年四月隠居後参観として出
府した。その時の事である。

(二) 馬渡角兵衛 名は俊貞。後に市佑と改めた。市佑茂陳の子である。光茂御供番 鐵砲物頭有
田皿山代官等歴任、綱茂の代には御目付役、吉茂の代には御進物役、京都聞番等を勤め、寛保二
年隠居した。

(三) 矢鳥彦兵衛 初名藤右衛門。後甚五左衛門と改めた。勝茂の時、父玄智京都から召抱へら
れ、彦兵衛は光茂 綱茂 吉茂に歴仕し、御使役・詰番等を勤めた。本文は三十四歳の時である。

(四) かねての御氣質 讒言中傷を嫌ふ光茂の氣質をいうたもの。(五四五、五四六参照)

(五) 信濃 時の藩主鍋島綱茂。

五四九 鍋島光茂、御酌取が誤つてビードロ瓶を打破つた罪を問はず
右同。御参観大阪御逗留中、(一)伊東大和守様御出の時分、薬酒出し申し候。御酌取
(二)遠藤六兵衛、(三)米兜羅瓶を脇差の鐙に當て打破り、御座無興にて候。六兵衛儀(四)
差下すべき旨申上げられ候へば、「皆案じても見候へ。客人の前にて瓶を打破り、興をさま
させ申すべしと存じ候て、仕る者これあるべきや。私ならぬ誤は科に成らず候。」
と差免され候由。

(一) 伊東大和守 祐實。日向飢肥藩主。始め出雲守、元祿十三年大和守と改めた。鍋島光茂の女婿(光茂三女春姫は延寶六年三十三歳の時祐實の後室となつた)。本文は其の以後の事で、祐實がまだ出雲守であつた時代の事であらう。

(二) 遠藤六兵衛 祖父惣兵衛の代から召抱へられた。六兵衛は元祿十四年十一月、博奕殺害事件に加里、寺生誓仰付けられた。時に年三十三。

(三) 米兜羅瓶 ビードロ瓶、硝子瓶のこと。

(四) 差下すべき旨 國元へ歸らすること。

五五〇 鍋島光茂、御目付言上の書附を見ただけで月箱に入れ焼捨つ

右同。公は何事にも筋々押し候て申上げ候事ならでは、聞召上げられず候。御目付より言上の書附は、御近習頭取次ぎ差上げ候。御請取なされ、「そこ立ち候へ。」とて御近習頭御退けなされ、多分封の儘月箱に御入れなされ、御覽なされたる分にて、毎歳暮、御焼かせなされ候由。

五五一 鍋島光茂、他人の妻を犯すとは初耳と密通者を重罪に處す

右同。先年密通事披露の節、御意なされ候は、「他人の妻を犯すと云ふ事、終に聞き及ばざる事なり。重科の者なれば仕置すべし。」と仰出され候由。

私に云ふ、(一)環翠軒式目の抄に、密懷の簡條に、「昔はありたる事にや、源氏物語にも見えたり。今はなきなり。」と書かれしなり。

(一) 環翠軒式目の抄 環翠軒は清原宣賢。儒者で國學者であり、著に神代紀 貞永式目 職原抄等の各註がある。清三位入道環翠軒宗尤と號した。天文十九年歿。年七十六。式目は貞永式目。即ち貞永式目の環翠軒抄の意。式目三十四條に、「他人の妻を密懷する罪科の事。」がある。同書は『貞永式目諺解大成』と題し、元祿十二年の出版である。

五五二

鍋島光茂、祖父勝茂の嚴訓を守つて好きな歌道を隱密に學ぶ

光茂公御若年の時分、何事にても思召立たれ候御慰事は一偏に御はまりなされ候。御年寄何某、あれもこれも差止め申し候。何れ後々は害になるべしと存じ候て、差止め申され候。人並の御生附にてこれなく、一途に御傾きなされ候故にて候。御十九の御年より(二)御歌書御好みなされ候。これは御好み過ぎ候ても苦しかるまじと御心に任せ置かれ候。それ故萬事を御捨て、御歌書一偏に御貪著なされ候。此の事勝茂公聞召され、以ての外御立腹にて、きびしく御意見なされ、御歌書殘らず打越し、御屋敷にて焼捨てになり、年寄役兩人差迦され、光茂公へも二度御歌書御覽なさるまじき由、御神文仰付けられ候。「歌は公家の所作なり、武家に用なし。面々家職を捨て、何として國家相續成るべきや。唯武邊政道の事を心懸くべき事なり。」と、きびしく御意見にて候。それより御歌も御止めなされ候。數年過ぎ候てより、公思召附かれ候は、「政道を脇にし、歌道一偏の貪著を御制道なされ候祖父様の御心入、御尤も至極に候。政道を專

らに心懸け、其の隙に歌道をもてあそび候事は、祖父様御存命にても差免さるべき事に候。さて又御先祖様方は亂國に御生れ合ひ、日本に名を御揚げなされたる御武邊にて候。適人^{さまらふ}と生れ、後々^{のち々}迄名を殘す事をせでは無念の事なり。然れども治世なれば武邊を以て名を殘すべき事叶はず、亂世ならば御先祖様に劣るまじきと思ふなり。今の時に名を殘すべきは歌學を遂げ、日本第一の寶、武家に於て (二) 幽齋ならで類ひもなき古今傳授をいたし、一生の思出にすべし。政道の障りにさへならずば、祖父様への申譯もこれあり、不孝にもなるまじ。さりながら御制道なされたる事に候間、隱密にすべし。」と、思召しはまれ候てより御末期迄に、 (三) 古今御傳授相濟み、誠に例なき御事に候。又世上に御詠歌洩聞ゆべき事も深き御慎みにて候。幽齋傳授も一物残り申し候由。公の御傳授は西三條家の正統にて、無雙の御秘書迄相渡され、御家に残り居り候事、不思議の次第に候。正統の古今御傳授は、今仙洞様 西三條家 此の御方、此の三所に留り居り申し候由。

(一) 御歌書御好みなされ 光茂は歷代佐賀藩主中で、最もよく和歌を嗜んだ。蠣久天満宮(佐賀

郡鍋島村)に連歌を奉納し、爾來佐賀藩の恒例となつた。(五三五参照)

(二) 幽齋 細川幽齋。

(三) 古今御傳授相濟み 古今傳授とは、『古今集』の難語を傳授する歌學の祕傳で、光茂は元祿十

三年五月、臨終間際に三條西實教から古今傳授を受けた。その使者は山本常朝であつた。まだ古今傳授が得られなかつた時、光茂に次の歌がある。

光茂公古今御傳授可被成由三條殿へ被仰入候得共御歌いまだの由申來り候ゆゑ御述懷
いける世の思ひ出にせん言の葉をあはれいひしるひとふしもがな

五五三

鍋島光茂、亡父忠直五十年回忌法要を惠峯和尚に訊ぬ

興國院様五十年御回忌の節、惠峯和尚へ御弔の成され候様御尋の事。

五五四

脊振山境界争ひの勝訴に、鍋島光茂相手黒田氏を氣の毒がる

御參觀の大阪御逗留内、辨財嶽境公事御利運の段申來り候節、「(一)同役と云ひ、隣國の事なるに、(二)笑止の事。」と御意なされ候事。

(一) 同役

黒田氏と長崎御番の同役をいふ。

(二) 笑止 氣の毒の意。本文大阪逗留は元祿六年の事である。此の時、光茂が下々迄喜び騒がぬやう戒めた事が『寛元事記』に記されてゐる。

五五五

鍋島光茂、述懷を一首の和歌に託し脊振山國境争論を嘆す

右の公事邊、起り立ち候節、論地成さるべくと仰遣はされ候儀。扱又(一)御述懷御詠歌の事。

(二) 御述懷御詠歌 脊振山争論の際、光茂は元祿六年春、まだ鬩争中に、左の歌を詠んで述懷した。

くろをさへゆづりし御代もあるものを山をあらそふことのおろかさ

五五六 御城矢倉の烏を鐵砲で射中て得るか——大名衆と光茂との問答

御城にて、(一)御矢倉に烏附き居り候を、鐵砲にて中つべきやと御大名方御評判、公へ御尋ねの時分御取合の事。竹田聞書にあり。

(二) 御矢倉に烏 光茂年譜『寛元事記』に、左の如く記されてゐる。

十二月十五日(天和三年癸亥御歲五十二) 御登城成され候節、御殿に烏の附居るを大名衆、「右の烏鐵砲にて中るべしや。」など御話にて、「丹波守殿は御あて成さるべきか。」とありければ(御尋御名不詳)、御答成され候は、「外の所に居り候鳥に候はゞ、中り申すべし。御殿に附居り候へば、中り中らぬの御答仕り難し。」と御申成され候に依つて、一言の御取合これ有る方これ無く、後に御尤もの御取合と、専ら沙汰これ有りたる由。

五五七 鍋島光茂、將軍世子不例の時、表敬の爲數日上下を脱がす

(一) 徳松様御不例の節、御在國にて御上下召させられ、數日御座なされ候事。

(二) 徳松様 五代將軍徳川綱吉の世子で、天和三年閏五月二十八日五歳で早世した。此の時の事である。時に光茂五十二歳。

五五八 鍋島光茂の禁裡崇敬——大嘗會御再興の上表、皇大神宮代拜

(一) 禁裡御崇敬の御心入の事。

(二) 禁裡御崇敬 鍋島光茂は、夙に和歌を嗜み、三條西實教について遂に古今傳授を得た程であり、また中院大納言通純の女甘姫を娶り、特に公卿との往來があつた爲に、一入禁裡崇敬の念を

増したことと思はれる。「葉隠」には、之に關する詳しい記述はないが、主として光茂の言行を録した卷五の中、「禁裡御崇敬の御心入の事」の一節があるのは、最も注目すべき事柄である。之について、「葉隠校補」に左のやうな説明があるので、その全文を掲げる。

禁裡御崇敬の箇條

一、貞享四年、東山院御即位の節、二百餘年中絶致し居り候大嘗會御再興遊ばされたき旨、御内の御上表の處、同年十一月中卯日、目出度く御行事相濟み、翌元祿元年正月、御感の綸旨、有栖川幸仁親王より下され候事。

一、毎年、寶祚悠久の爲御願、伊勢大神宮へ御名代相立てられ、御被參り候へば、御頂戴の上、向陽軒御宮御納めなされ、且又時々觀感の旨御綸旨拜領なされ候事。

一、主上仙院崩御の節は、御國も御法事等遊ばされ候事。

一、天機伺の爲、献上物等連々なされ候事。

其外、御詠歌 御文書等に顯れ候事故擧に違あらず。右首尾故、禁裡院中よりも、別けて御寵遇の由、綸旨 院宣 令旨等に相見え候。

五五九 酉の年江戸大火事の時、鍋島光茂夜中市内を巡見す

(一) 酉の年大火事の節、夜中御巡見の事。

(二) 酉の年大火事 明曆三年正月十八十九兩日の江戸大火。

五六〇 鍋島光茂、長崎御番所に於て御番の大意を語る

長崎御番所に於て鍋島主水 鍋島官左衛門 千葉太郎助へ、(一)長崎御番の大意 御物語候事。

(二) 長崎御番の大意 天和二年四月の物語である。(五〇七・註五)

五六一 大火巡見の時、御供立の人数を一言に振分く

江戸大火事の時分御見廻に御出の時、御供立残らず御供仕るべしと出立ち候を、御一言にて御分けなされ候事。右(一)九ヶ條委細追て之を記すべし。

(二) 九ヶ條 五五三興國院様五十年御回忌云々より五六一までの九項をいふ。

五六二 鍋島光茂、病中叔父和泉守の見舞に蒲團から轉び下りて會ふ

金丸氏話。御病中に (一)和泉守殿(後紹龍) 御出で、御面談の節、御蒲團の上にて御會ひなされ候儀は慮外と思召し上げられ、御おりなさるべしと遊ばされ候へども、叶はせられず、御ころびなされ候て、御おり遊ばされ候へば、御氣色に當り、暫く御絶え入り遊ばされ候由。

(二) 和泉守殿 鹿島藩主鍋島直朝。佐賀藩主鍋島勝茂の九男で、初名伊勢仁王 刑部大輔 茂繼と

稱し、勝屋勘右衛門茂爲の養子、後鍋島忠茂(勝茂の弟)の子、孫平太正茂の養子となり、寛永十七年従五位下和泉守に叙任、名を直朝と改め、後實家佐賀本藩に復歸し、明暦年中藤津郡内二萬石を分知し、萬治三年鍋島光茂病氣のため、代つて長崎防備の任に當つた事がある。寛文十二年十二月九日隱居、寛永二年剃髮して紹龍と號した。同六年十一月十九日歿。年八十八。法名普明寺殿高岳紹龍居士。墓は藤津郡古枝村普明寺にある。前室は鍋島隼人佐茂貞の女彦千代。萬治三年七月廿三日歿。年三十三。法名壽性院殿圓成實相大姉。後室は花山院左大臣定好の女萬子姫で、後陽成天皇の曾孫女に當り、寛文二年五月入嫁、寶永二年四月十日、八十一歳を以て山腹の

壽藏内に歿した。法名祐徳院殿瑞顔實麟大姉。祐徳稻荷神社は、萬子姫入嫁の時、父定好から授けられた同邸内奉祀の稻荷大神の分靈を勧請した社で、祐徳院の法名に因んだ社號である。

五六三

鍋島光茂、「人に拜まるゝ位と思ふな」と世嗣綱茂に嚴訓す

綱茂公初めて御暇にて、(一)御父子様御同然に御下國遊ばされ候。若殿様初めて御下國と申し候て、在々の者も道の左右に罷出で、拜み上げ申し候。後に光茂公へ、「私通ひ申し候を、皆々拜み申し候。」と仰せられ候へば、「それは心入が入る事なり。我は人より拜まるゝ位などと存すまじき」由、きびしく仰せられ候由。

(二)御父子様 鍋島光茂 綱茂父子。綱茂は寛文十一年二月松平越前少將光通の女と婚禮、翌十二年三月六日初めて下國の暇を賜ひ、父藩主光茂と共に、同月十二日江戸發駕、四月十三日入國した。時に廿一歳。光茂四十一歳であつた。本文はこの時の事である。

五六四

鍋島光茂、病中床擦れで痛んでも少しも苦痛の色を見せず

御病中(一)御床詰出來候へども、終に御痛みなさると仰せられず、總體御苦痛の御氣色少しもこれなく、「機嫌はよいぞ。」とばかり、御意なされ候由。

(二)床詰 床擦れの意。

五六五

鍋島光茂、將軍通過の時は上下を着て居間から禮す

御在府中、(一)増上寺御成の時は、御上下を召し御居の間に御座なされ、御附人參り、唯今御通りと申上げ候へば、暫く御禮遊ばされ候由。

(二) 増上寺御成 將軍の増上寺參詣をいふ。その通過の時、光茂は邸内の居間から禮をしたのである。

五六六 鍋島光茂、盆の寺參にも道筋を改めず、先祖の次第通りに參詣

盆に御寺參り遊ばされ候節、御道練これなく、御先祖様御次第の通りに御參詣遊ばされ候由。

五六七 鍋島光茂、水戸黃門と交り深く、船問答に氣轉を利かす

光茂公水戸黃門様(光圀)と御間よく、節々御振舞に御出なされ候。或時、黃門様船の御話をなされ、「丹後殿は西國衆にて、殊に長崎御番御請取り候へば、船の事は、よく御存じあるべく候。いよく斯様にて候や。」と仰せられ候。公御答に、「斯様の委細の事迄、よく御存じ遊ばされ候。」と御會釋なされ候。「御歸りなされ候てより、知らぬ事ながら存ぜずとは云はれず、漸く間に合はせ候。」と、御話なされ候由。

五六八 徳川光圀、鍋島風は丹後守(光茂)限りと、鍋島元武に語る

金丸氏話。(一)水戸様、(二)紀伊守殿(元武)へ御話成され候は、「鍋島風は(三)丹後守殿限りと見え候。(四)攝津守似られ候へども、遙かに似劣られたり。其方などは旗本者ぞ。」と仰せられ候由。

(一) 水戸様 徳川光圀。

(二) 紀伊守 第三代小城藩主鍋島元武。

(三) 丹後守 第二代佐賀藩主鍋島光茂。

(四) 攝津守 第二代蓮池藩主鍋島直之。

五六九

鍋島直之、深夜潜かに浪人者數名を引見し、涙を流して告別す

(一) 中西氏話。(二) 攝津守殿先年江戸にて供立の者何事か候て、五六人浪人仰付けらるべき由、家老共申上げ候へば、「仕置なれば力に及ばず、その通りなるべし。さて不憫の事かな。さぞ難儀すべし。」と御落涙候ゆゑ、家老衆も落涙にて罷在り候。御側の者へ仰付けられ候は、「浪人者共罷立ち候時分、潜かに聞かせ候へ。」と仰含め置かれ候。今夜罷立ち候由申上げ候に付て、「さらば潜かに右の者共に、夜更け候てより小庭の中門を明け置くべく候間、小者にも知らせず、罷通り候様に。」と仰付けられ、夜更け候てより、皆々忍び候て御居間に罷通り候。「さてく不憫の事かな。何として暮すべきや。仕置なれば我一人の了簡にも任せぬ事なり。最早老體になりたれば、其方が歸參迄ながらへて又逢ふべき事不定なり。暇乞と思ひ召寄せ候。歸參間もあるまじく候條、随分息災にて暮し候へ。命あらば又逢ふべし。」と仰せられ、御落涙候へば、皆立場も忘れ、泣き沈み罷在り候を、脇より、「時刻移り候し」と申し候に付て、漸

く立上り候由。

(一) 中西氏話 中西喜兵衛興明。光茂時代、御歌書役を勤め、京都詰を命ぜられ、古今傳授に
いて、三條西實教に折衝したが、元祿九年三月、山本常朝と交替して歸國した。寶永二年歿。年
六十六。

(二) 攝津守殿 第二代蓮池藩主鍋島直之。初名千熊丸。直澄の子である。萬治三年十二月二十八
日從五位下攝津守に叙任され、寛文六年二月二十八日襲封、よく士民を憐み、治績大いに擧つ
た。寛永五年隱居して了關と號し、享保十年四月廿八日歿。年八十三。法名要玄院了關宗勇。蓮
池宗眼寺に葬つた。

五七〇 鍋島直之、炎暑に牢屋を見、藩内の囚人を憫んで即時出牢さす

御同人様佐嘉へ御越、今宿御通りなされ候が、牢屋を御覽候て、「あれは何家か。」と
御尋ね候ゆゑ、「牢屋にて候。」と申上げ候。「さてく、この溫氣にあの内に居て、
さこそ窮屈なるべし、不憫の事なり。」と仰せられ、御歸り候て、「我が内に牢に入りたる
者はなきや。」と御尋ねなされ候。(一) 鹽田に兩人入れ置き候。「と申上げ候。「今日
佐嘉の牢屋を見て思附きたり。殿様の御仕置は成さるべき様も無き事なり。我が内に左様
致し置き苦しめ候事勿體なく、不憫に思ふ間、早々出牢させよ。」と仰付けられ候由。

(二) 鹽田 今の藤津郡鹽田町。蓮池藩の領地。

五七一 鍋島直之、父の死後に手習を始め、發着毎に先づ御靈屋に參詣

御同人様毎朝御手習なされ候。これは(一)義峯様御存生の時、「手習を仕り候へ。」と仰せられ候事忘れ奉らず、せめて御死後になりとも御心に叶ひ候様にと思召し候て、御習ひなされ候由なり。又御参観の時は御靈屋へ御参詣、御存生の時御暇乞なされ如く御詞仰せられ、直ちに御發足、御下國の時も直ちに御靈屋へ御参詣、御詞仰せられてより御入城の由なり。又先年誰かに御物語なされ候は、「最早よい年になり候間、隠居したく思へども家中の者が不憫にて、まだ勤めて居るなり。(二)甲斐守今少し年更け、家中憐愍の心など付き候迄と思ひ、延引する。」と仰せられ候由。

(一) 義峯様 直之の父、蓮池藩祖鍋島直澄。

(二) 甲斐守 三代蓮池藩主鍋島直稱。直之の弟。

五七二 鍋島光茂息女の貞心、「不足の夫とて二夫に見ゆるは不義」

金丸氏話。(一)御仙様 (二)土井大炊頭殿へ御祝言以後、光茂公仰せられ候は、「大炊殿縁者になるべからず。そなた取返し、何方へ遣はすべし。」と御意なされ候。お仙様御返答に、「不足の人に添ひ候は恥になり申さず候。一度夫婦となり、女の方より離別し、又二度夫を持ち候事は不義にて御座候。重ねて思召しも出されず候様に。」と、屹と仰上げられ候由

(一) お仙様 佐賀藩主鍋島光茂の長女。寛文四年、十五歳の時、土井大炊頭利重に嫁し、同十二年六月二十五日二十三歳で歿した。法名縁樹院殿良嶽壽辰大姉。初め駒込吉祥寺に葬り、享保五年麻布賢崇寺に改葬した。

(二) 土井大炊頭 利重。下總國古河城主で、土井利勝の孫。婚禮は寛文四年で、お仙様十五歳、利重十八歳の時であつた。

五七三 土井大炊頭夫人(鍋島光茂息女)、夫留守中の火災に焼死の覺悟

右同。(一)申の年大火事の時分、光茂公。(二)柳原へ御見舞なされ候へば、早長屋に火懸り候。(三)「奥はどなたへ立退き候や。」と御尋ねなされ候へば、「未だ御内に御座なされ候。」と申上げ候。則ち御通りなされ、様子聞召され候へば、「附々の者共先程より立退き候様にと申し候へども、大炊殿御留守に女の屋敷を立退き候事は、本意ならずと存じ候に付て、焼死仕る覺悟にて罷在り候。」と仰上げられ候故、光茂公御同道にて御立退きなされ候由。

(一) 申の年大火事 寛文八年二月一日の江戸大火。

(二) 柳原 光茂の女婿土井大炊頭利重の屋敷。

(三) 奥 大炊頭の室、光茂長女(前項お仙様參照)。時に十九歳。

五七四 鍋島直之、老後に辨天の法を修し、家中の者の家計安全を祈る

蒲原彌左衛門話。

(二)了關様辨財天を信仰あるべき由にて、

祕法傳授の出家を御招き、

辨財の法を行はせられ候。さて候て、「家中の者皆々罷出で、禮拜信心仕り候様に。」

と御申し候。その後仰せられ候は、「我は老命纒かの儀なれば、辨天に用事少しもな

し。甲斐守家督以後、家中に (二)地三部を懸けて取上げ候。元の儘でさへ難儀の者共が

何として續くべきや。頓て飢多申すべしと存じ候へば、如何にしても不憚に候ゆゑ、歎

きのあまりに辨天の法を修し、家中の者 (三)内證續き候様にと祈る事に候間、隨分信

心をして呉れ候へ。」と仰せられ候由。

(一)了關様 第二代蓮池藩主鍋島直之。(五六九・註二)

(二)地三部云々 家祿の三分を取上ぐることに。

(三)内證 家計のこと。(三五九・註一)

五七五 親への孝行の爲、鍋島綱茂、京都聞番牛島源藏の罪科を問はず

(一)牛島源藏 京都聞番、山本神右衛門御歌書御用に付て在京の時分、光茂公より御書の内

に、「源藏事を目付共より言上致し候へども、何事にて候や、早打忘れ候。神右衛門も

その座に居合はせ候とやらん申聞かせ候へども、何事にて候か忘れ候。とかく源藏

事身持たしなみ候て然るべく候。」と仰下され候。その後綱茂公へ御目付中より源藏

不行跡の段言上に及び候に付、召下され相改めらるゝ筈にて候。この段光茂公聞召さ

綱茂公へ仰入れられ候は、「源藏事我等慰方に持たて叶はぬ者なり。今度下り候上、改め候上にて國家の害にならぬ事ならば科を免し、我等へ呉れ申され候へかし。若し、其方氣に入らぬ事あらば、入道させて使ひ度き」由仰遣はされ候。綱茂公聞召され「さては左様に思召上げらるゝ者にて候や。全く國家の害に罷成る事にて御座なく候。何事なりとも孝行申上げたく候。せめて斯様の事なりとも思召に叶ひ候様仕るべく候。彼者科詮議に及ばず、その儘京都に罷在り御用相調へ候様申付くべき」由仰上げられ、相濟み申し候由なり。

(二) 牛島源藏 名は直孝。初名源三郎 藤兵衛 與惣右衛門といひ、與惣右衛門家眞の次男で、勝茂の代に召出され、光茂の時に御歌書役 鐵砲頭 京都御留守居役等を勤め、元祿十二年隱居、翌十三年光茂逝去について、山本常朝と共に出家、正應一中と號し、松瀬山(佐賀郡松梅村)に隱棲した。正徳五年五月九日歿。年七十二。

五七六 鍋島光茂 お仙様 お春様の乳兄弟

光茂公の御乳兄弟高山宇兵衛と申し候。召抱へられ候へども不行跡にて退轉 仕り候。宇兵衛母は御國に納まり申され候由。お仙様御乳兄弟太田良庵、お春様御乳兄弟羽室清左衛門なり。

(註) 此の項、或寫本には、「宇兵衛母、法名峯照院、正定寺に位牌これあり、宇兵衛子孫相知れざる由。元文五申八月太田喜内にて御知らせ仰下され候。」と書入がある。元文五年は、葉隠脱稿の享

保元年から二十四年後、田代陣基歿年の寛延元年より八年前で、脱稿後陣基又は後人の書入である事がわかる。本文は孝白本に據る。

五七七

鍋島光茂、父忠直の早世を偲び、疱瘡を親の敵として嫌ふ

光茂公御在府の時分、誰か御心安き御旗本衆御申し候は、「疱瘡をきびしく御嫌ひなされ候が、御大名様には差支へ申し候事御座あるべくと存じ奉り候。」と御申し候。公聞召され、言下の御返答に、「(一)親の敵と存じ候に付て、嫌ひ申し候。」と仰せられ候由。

(二)親の敵 忠直が疱瘡で逝去した事をいふ。

五七八

鍋島光茂略年譜(金丸氏寫)

光茂公 金丸氏より寫。

寛永九年壬申

御誕生。

同 十一年甲戌

御中剃並御袴着。

同 十二年乙亥霜月

初めて御内方より家光様へ御目見。

慶安元年戊子十二月二十二日

御衣服、御一字御名字御免。

同 月二十五日

御前髪御取り。

同 二年己丑卯月十六日

御祝言。

同 三年九月

同 十月

承應元年壬辰正月十八日

同 年二月

同 年三月

同 年五月

同 年十一月

同 二年癸巳六月二十六日

同 年十月

同 三年甲午三月二十六日

同 年十一月

同 四年乙未正月七日

同 年同月九日晚

同 年同月十日

同 年同月十日

お仙様御誕生。

光茂公御麻疹。

御老中仰請けらる。

勝茂様 光茂様江戸御發足。

上關に於て光茂様御瘡瘡。

彦法師様御誕生。

光茂様御參府。

光茂様日光御參詣。

お岩様御誕生。

光茂様江戸御出立。

光茂様御參府。

ばい様 主殿頭殿 御内儀様此御方へ御嘉例。

御振舞。

山ノ手へ御振舞に御出。

酒井讚岐守殿へ御振舞に御出、御相客松平。

承應三年二月朔日

同年四月四日

同年七月二十二日

同年八月十二日晚

同年九月二十九日

同年十月八日

同年十二月十三日

同年四月十四日

右衛門佐殿 黒田市正殿 大久保加賀守殿

松平山城守殿 丹羽越中守殿 道春の由。

初めて御鷹の鷹御拜領、上使下曾根三十郎

殿。

右鷹御披、御嘶子有り。

ばゞ様 光茂様へ雲雀三十宛御拜領、上使

三十郎殿。

右御披。

亥子御祝に付御登城遊ばされ候様に御

奉書進ぜられ候。

朝鮮人御城へ御禮に付て御衣装にて御登城

成され候様にと御奉書到來。

勝茂様へ鶴御拜領の御禮の爲御老中へ御

出。

右同御禮御登城。

明曆元年乙未二月三日

同 年三月四日

明曆二年丙申二月五日

同 年二月

同 年八月

同 年十二月二十三日

同 三年丁酉正月二日

同 月十九日

同 年二月十八日

同 月十九日

鴈御拜領。

右御披。

お仙様御紐解。

お春様御誕生。

彦法師様御袴着。

勝茂様御参勤の節御禮物光茂様御名代にて

上る。

御登城御流御頂戴。

大火事に付光茂様御二方様御子様方青山へ

御移。

勝茂公御煩に付上使阿部豊後守殿御出、

則ち御禮の爲神尾備前守殿御同道にて光茂

様御登城。

御家督の儀に付岡部内膳正殿 同丹波守

殿 和泉守殿御城へ召出され仰渡され候

同 年三月朔日
明曆三年五月四日
同 月十六日

同 月二十六日
同 月十三日
同 月十六日

に付同晩御禮の爲御登城。

御家督御禮の爲御登城。

青山より麻布へ御移。

御老中へ御出、但御忌明けさせられ候に
付て。

御鷹の鶴五御拜領。

右御披。

御嘉祥に付て御登城初めて御着座。

是迄

五七九

鍋島光茂、御供家老に「新國守綱茂の事を申上げず」と誓はず

光茂公御隠居以後、御參勤の御供御家老色々御相談の上、中野數馬（是水父なり、利
明）仰付けられ候。御發足前に、數馬御用の由にて、光茂公御前に召出され、誓詞を仰
付けられ候。前書を申島善太夫讀み聞かせ候様に。」と、仰付けられ候。その趣
は、「某儀（一）信州様御若年の時分より附き奉り候に付て、信州様御身の上委細心
得罷在り候。この以後信州様御身の上何事によらず、（二）丹州様へ申上ぐまじく候。

もし相背き候はゞ。」との趣なり。文段は相知れず候。數馬落涙仕り、「さてく有難き御心入にて御座候と、憚りながら感心し奉り候に付て、覺えず落涙仕り候。」と申上げ候由。御前に居合はせ候人の話の由。

(一) 信州様 鍋島信濃守綱茂。

(二) 丹州様 鍋島丹後守光茂。

五八〇 三家經緯、中野將監の忠節「諫言は内密に、殿の悪事は我が身に」

(一) 先年、小城蓮池鹿嶋御三人の御方へ、公儀より御役等仰付けられ、獻上物等御並の通り、段々差上げられ候格に相成候。其の時分、綱茂公御部屋住にて御在府成され、右の段聞召され、御格式相違に相成り候儀仰達せられ、御國許へも相聞え、光茂公より御三所の御方へ御取合ひ御座候へば、(二) 不合點の返答これあり、以ての外むつかしく、不和に成行き、御家老中夜晝御詮儀候ても埒明き申さず候。其の時(三) 中野將監唯一人御前へ罷出で申上げ候は、「頃日より御三人の御衆御取合ひ、今に相濟み申さず、不熟の上は御家の大事にも罷成るべくと存じ奉り色々了簡仕り候。夫れに付き、私存寄御座候を申上ぐべく候。私儀御懇に召使はれ、子供迄銘々御知行下され、御厚恩身に餘り申し候。私へ御知行下され候よりは、子供へ御知行下され、御懇に

召使はれ候が、別して有難く存じ奉り候。是は親子の道かと存じ奉り候。さ候へば、御三人の御事をよく了簡任り候へば、(四)公儀の御三家、他方の分知とは違ひ申し、(五)勝茂様御子様公儀へ御勤め成さるゝ迄の事に候へば、御三人はいつゝ迄も御子様方と思召され、御前には信州様御同前に思召上げらるゝ筈に候。其の時は公儀首尾よく候程、御前には御大慶成さるゝ筈に候。御三人公儀前よく候とて、御家の害に成る事はこれなく、結句御威光にて候。此の根元に了簡行違ひ候て、御三人の衆御上の首尾よく候事を御立腹成され候に付て、御三人の衆御情なき儀と御憤り、御互に悪事を見出しくらべに成り申し、此の末何と納り申すべきや相知れず候。(六)泰盛院様御代迄は、御三人へ相附けられ候者も、御用の節は直に御前に罷出で、御禮日御祝事などの時、少しも御取分け成されず御懇に成され候。近年、(七)又家中と候て御阻て成され候に付て何れも不氣味に存じ、佐嘉を立退き申し候。斯様の事共にて、御主人も御憤出来申し、其の上御三人の衆、上前首尾よく候を、御立腹成され候ては、御不合點の筈に候。然れば御非儀は此方より始り申し候。然れば唯今の成され様は、(八)加州を御呼び成され、御面談にて仰せらるべく候は、扱々我等無調法痛み入りたる事に候。若き者其の何かと申し候に、年寄りたる者同意し、何かと双方の非儀を言ひ募

り、言語道斷、是は我等一人の無調法にて候。實に誤りを知り候。此の上は何れも信濃守同前に一和致し、國家相續の所頼入り候。其方（九年役に候間、餘の者共へも此の旨申聞けられ得心させ給はるべく候。信濃守へは我等より申聞かすべくと仰せ聞けるべく候。必定加賀守殿感心にて無事に罷成るべく。」と申上げ候。光茂公、不圖御得心遊ばされ、「尤も至極、我等誤りにて候。加賀守迎には、其方罷越すべき」由仰付けられ候。將監存じ候は、此の半ばに候へば、小城へ罷越し候。ても加州御面談有るべき儀不定に候。女房共續きもこれあるに付て（二〇）深江藤右衛門を先達て小城へ參り候様に申聞け、將監罷越し候御用は、加州様殊の外御大慶遊ばさるゝ儀にて候間、御面談成され候様に申上ぐべき旨申含め遣はし候。さ候て小城へ罷越し候へば、早速御面談にて候故、（二二）丹州様御直に仰達せらるゝ御用御座候間、一兩日中佐嘉御越し成され候様にと御意御座候。御用の筋は何とも相心得ず候へども、御双方御大慶成さるる儀にて御座あるべく存じ奉り候。」と、申し候に付て、何日に御越しなさるべきとの御返答にて、將監は罷歸り候。其の日に成り候へば、（二三）紀州も御同道にて、自然其方も承る事にてこれあるべく候間、西ノ丸に控へ居り候様に。」と御申付け、加州は御城に御出成され候。光茂公御面談にて、「頃日より三人に對し何かとむつかしき取

合出來、今に相濟まず候と承り候。よく了簡申し候處、畢竟我等實に誤り候。と、仰せ初められ、一々仰せ碎かれ候に付て、加州様頻りに御落涙、「最早末まで仰せらるまじく候。さて有難き御心入、篤と合點仕り候。年打寄り候。某罷在りながら、若き者共に斯様の儀を申させ候儀、某の無調法此の上御座なく候。それがし何れと某請取り申し候間、少しも御心にかけてさせらるまじく候。紀伊守も召寄せ置き候。逆もの儀に、彼者へ、御直に仰聞けられ下さるべく候。」と御申し、早速紀州御出で、委しく御聞き候上にて、加賀守殿（三三牛王を御乞ひ、御前にて父子血判誓詞成され差上げられ、忽ちに無事に相成り候由。

此の事御前に申上げ候段、將監終に他言仕らず、偏に御前の思召寄に仕成し申し候。實に忠臣の心入にて候。此の儀（三三常朝へ密談の由、正徳三年十二月七日）二五安住にて潜かに物語承り候。此の序に、「總じて器量の奉公人、智慧深く御意見など申す人は、我が手柄に仕成し、殿には耻をかへせ申す事、古來より數多見及び申し候。御意見など申すは、殿の思召寄にて、御自身思召置かれ候と、皆人存じ候様に密々に仕り、殿の悪事は我身に引被り候こそ、御譜代の士の覺悟とは申すべく候へ。二六中野内匠、有馬一番乗をも隠し置き候。又右の通り御味方の者一人にて

潜かに申上げ候時は、御得心遊ばさるゝ筈に候。扱又御三所の事、古老の評判には
 未々御家の崩れ申すべきは、三所の不熟よりにてあるべし。と申し候由。
 古老の士の物語には、勝茂公御代には、御三人の衆御子様方にて候へば、御取分け遊ば
 されず、二七若殿様御四人御座候様子にて候故、御家の御威光と相見え候。何れ
 も御城内の屋敷々に御座候て、相附けられ候衆、小城には直茂公御取立の名士、
 蓮池、鹿島にも御頼み切りの衆數人相附けられ、御家の骨切り侍共にて、御城を取廻
 し住宅致し、勝茂公へ申上げ候儀これある節は、御次へ罷通り、御用御座候と申上
 げ候て御前へ直に罷出で、扱又役儀御使者等多く入り候時分は、何もかも御用仰付
 けられ、御祝儀事御禮日等にも御家中都合打込み、少しも御取分け成さるゝ儀これなく
 候て、一味に召使はれ候。然る處に勝茂公御卒去、光茂公御代になり、江戸御育立に
 て、御家の古き事共御存じ遊ばされず、年寄岡部宮内は江戸旗本浪人、相良求馬は御取
 立の人にて、御家風相心得ず、高傳寺（二八）月堂様御靈屋をかへ直し、坪にて仕切り、
 御三人を公儀御三家の格に仕成し、三家と名を附け、附々の衆を又家中と取成し、御城
 へ罷出で候時分も、御式臺などに待たせ、宮内求馬は少々にては面談も仕らず、諸
 事に付き、隔出來候に付て、御三人附の者共立腹致し、御家の御譜代、御國を取固め

候は此方共にて候に、新參の者共に蹴下され、是非に及ばず候。二度御城へ罷上らず候。」などと憤り候て、皆々佐嘉を立退き、御主人方も御在所々々々へ御引取り、月堂様御靈屋を宗智寺に引取り、其の後隔心出来、殿様を御本家と唱へ、御主人方を殿様と申し候て、別旗立て申し候。他家の内分、分地などと申し候とは様子違ひ、勝茂公思召入にて成されたる儀相違ひ候段、歎かはしき由申し候に、近年又々純熟の様子に相見え、目出度き御事と物語にて候。又(二九)古山本神右衛門話に、「小城御家中は直茂公の御頼み切りの衆にて候。追腹數人、其の後も段々相果て、昔の衆漸く半分生き残り申し候。此の半分は殿様御家中残らずとくらべ候ても、中々及ぶまじく。」と申され候由。同席にて話なり。

(二) 先年小城 蓮池 鹿島御三人の御方へ 佐賀鍋島藩の三支藩である小城 蓮池 鹿島三藩の江戸幕府御役は、小城は元祿五年五月元武の上野御法事公家衆御馳走役、蓮池は同十二年二月三日直之の勅使御馳走役、鹿島は同十三年五月十五日直條の鍛冶橋御内番に始つてゐる。元祿五年は中野將監切腹の三年後であるから、本文は「献上物等御並の通り」云々が始めて仰出された天和三年の事であらう。

(二) 不合點の返答 三支藩が御格式相違に反對した事。

(三) 中野將監 正包(一七註三)。此の頃御年寄役で、天和三年は逝去六年前である。

(四) 公儀の御三家 幕府と尾張 紀伊 水戸の御三家との關係が佐賀本支藩の關係と異なるをい

ふ。

(五) 勝茂様御子様 小城藩祖元茂は勝茂二男(異腹)、蓮池藩祖直澄は同五男、鹿島藩祖直朝は同九男で、何れも分知ではあるが一家同様の關係であるとの意。

(六) 信州様 第三代佐賀藩主鍋島綱茂(光茂の子)。

(七) 又家中 陪臣の意味の差別的稱呼。

(八) 加州 第二代小城藩主鍋島直能。

(九) 年役 年長。此の時(天和三年)直能六十二歳。

(一〇) 深江藤右衛門 氏方。與三兵衛重弘の三男で、入道して藤入と號した。重弘妻の妹は將監妻の祖母に當る百武善左衛門兼久の妻で、將監の妻は氏方と從兄妹半の遠縁である。

(一一) 丹州 光茂。

(一二) 紀州 第三代小城藩主鍋島元武(直能の子)。

(一三) 牛王 牛王寶印の略で、寺社より出す符印。紀州熊野の牛王は古來誓紙に用ひ、これを燒いて共に呑み、盟約の證とし、又一般に牛王を厄除の護符ともした。(五九〇參照)

(一四) 常朝へ密談 中野將監自ら山本常朝に密談した事。天和三年常朝二十五歳である。

(一五) 安住 佐賀市外北川副村木原。その頃、安住(今泉)寶珠庵に梁山和尚(九〇・註一)が居つたから、多分常朝が同庵を訪うた時の話で、田代陣基も同席してゐたと思はれる。この時常朝の草庵は大小限にあつた。

(一六) 中野内匠有馬一番乗 中野茂利(神右衛門清明の子、重澄の兄)が榊原飛驒守父子と共に一番乗をしたが、それを現はすと榊原父子の手柄を裏書する事になるので、中野一門末々迄堅く他言せぬやうに申し残し、石井彌七左衛門兄弟に一番乗の功を譲つたといふのである。

(一七) 若殿様御四人 本藩忠直 小城元茂 蓮池直澄 鹿島直朝の兄弟をいふ。

(二八) 月堂様 小城藩祖鍋島元茂。

(二九) 古山本神右衛門 常朝の父神右衛門重澄。

本文の記事に事實相違の點がいくらもある事を『葉隠校補』に指摘し、「筆の抑揚等にて此の如きか」と評してゐる。尙三家格式については、天和三年正月廿六日、光茂が和泉守直朝 加賀守直能の兩人を御本丸に招き、神代左京直之(勝茂十男)と四人で吟味の上、中野將監を小城へ、木下五兵衛を鹿島へ使者に遣はしたことがあつた。かくて同年二月二日三家格式に關する左の覺書が作成された。

覺

- 一 銘々従以前之誓詞書物竝家來共よりの誓詞代々有相違間敷事
- 一 出陣方ハ不申及當時長崎一通其外差圖聊相違爲間敷事
- 一 國中之掟法度銘々家來共並私領下々迄堅可相守候事
- 一 國中掟之制札銘々於私領自分被相建間敷事
- 一 他家と有縁組間敷事
- 一 銘々私領海川道筋諸獵方其外新儀有之節此方ハ可有相談事
- 一 銘々家來在佐嘉掇又時々之禮法疎略無之様可被申付置事
- 一 他方之者を召抱候節此方可被相屆事
- 一 銘々家中家老分之者並由緒有之而我等兼而存候者切腹被申付候半ハ以後とも此方可被相屆事

右は國家掟候條相違有之間敷事

一 銘々隱居之御禮之事

一 官位之御禮之事

一 著座案内使者之事

一 御誕生其外公儀差立たる御祝儀之節並次第可被相勤事

一 屋敷杯望之節直に被相願可然事

一 從公儀仰渡有之節銘々家來直に差出可被承候尤國家に懸候儀は此方可被相届候事

一 諸節供勤之儀我等も心を寄せ申候條並次第可然事

一 公儀に差上候使者並献上ハ並次第可然事

一 右之類被差免候事

一 隱居家督之事

一 官位之事

一 參勤並御暇之事

一 右ハ此方より相伺儀候條可被得其意事

五八一 鍋島光茂、息女に鍋島の家中は「不男が名物」と諭す

(一) お春様御祝言 (二) 脇、御長屋へ御出でなされ、人通り御見物なされ候。江戸御旗

本衆、御大名方御通り、御行列立派にいかめしく候を御覽なされ、何かと御評判なされ

候處、光茂公御通り遊ばされ候。何方の供廻りにくらべ候ては、中々不行儀に男振

りも衣裳も劣り候に付て、殊の外御不氣味に思召され候。其の後光茂公御出でなされ

候に、仰上げられ候は、「頃日長屋より人通りを見物仕り候處、何方の供廻りは殊

の外立派に御座候。御まへ様御供廻りは散々見劣り、口惜しく御座候。屹度仰付けら

れ候様に。」と、殊の外御せきなされ、御涙ぐみ仰せられ候。光茂公聞召され候て、「其方などが知る事にてはこれなく候。」と計り仰せられ候故、「如何様の仔細にて御座候や。」と御尋ねなされ候。光茂公仰せられ候は、「云ひても合點に行くまじく候へども、餘りせき候間申聞かすべく候。他方の供の者は見掛けよき男を選び、寸尺に合はせ、見場一偏に取集めたる抱へるにて候。それ故何事と云ふ時は、主をも見捨て逃ぐる者共なり。我等が家中は譜代相傳の者共ばかり故、見掛の善悪も構はず、在合はせ候ものどもと見共を供に連れ候故、見物所はこれなく候へども、自然の時は一足も引かず、主のためを命を捨つる者計りにて候。此方の家は不男が名物にて候。」と仰せられ候由。この事は (三) 井上市五郎母「御前に罷在り、承り候。」と話にて候由。右同日承り候なり。

(一) お春様 光茂三女、母は柳線院。日向飢肥藩主伊東出雲守祐實の室。元祿六年五月廿三日歿。年三十八。法名槐巖院殿慈陰貞涼大姉。婚禮は延寶六年二月十五日である。

(二) 脇 場所でなく、時間的に用ひられた語。際、當時、場合などの意。

(三) 井上市五郎 名は長政。孫之丞長治の子。足輕組頭を勤め、寶永二年四月歿した。

五八二 鍋島光茂、江戸大火事の時最後まで踏留つて防火に努む

(一) 申の年の大火事の時、(二) 櫻田御屋敷に火懸り候を、取消し申すべくと仕り候

處、光茂公御意なされ候は、「大名衆屋敷皆焼け候處、此方屋敷計り消し留め候事無
 用に候。その儘にて焼き候へ。」と仰せられ候。さ候て、(三)御父子様御出でなされ
 候。諸方焼け塞がり申し候。(四)中野敷馬罷出で、「某御先乗仕るべし。」と申し
 候て、乗り廻り申し候。敷馬儀、江戸詰中、隙の時は道筋の詮議仕り、毎度見分に
 罷出で、兼てよく案内存じ居り候。この時、御先乗の働、其の時分摩利支天と申し
 候由。翌夜明に、漸く(五)麻布御屋敷迄御越しなされ候。然る處、又々出火、麻布御
 屋敷に火懸り候に付て、「此の度は何れも精を出し消し留め候様に。」と仰出され候。
 若殿様は長屋の屋根に御上り、御采配にて御下知なされ候。光茂公御覽なされ、「見苦し
 き仕方にて候。」と御叱り遊ばされ候。御家に火懸り、諸方焼け塞がり候に付て、「最
 早手に及び申さず、御退道あぶなく候間、早々御退き遊ばされ候様に。」と、度々申上
 げられ候へども、御退き遊ばされず、「命限りに防ぎ候へ。」と御下知に付て、下々ども焼
 疵にて焼死に申し候。其の時相良求馬罷出で申上げ候は、「下々ども段々焼死に手負
 ひ申し候。御慈悲に御退き遊ばされ候様に。」と申上げ候に付、「さらば御退き遊ば
 さるべく、」と仰せられ候へども、早御門々々焼け塞がり申し候。その時御歩行野中左兵
 衛刀を抜き、堀を切破り、總人數取懸り、堀を押倒し、石垣の上より、御兩殿様ながら御

馬を御飛ばせなされ候て、御退き遊ばされ候由。

(一) 申の年大火事 寛文八年二月一日の江戸大火。(五七三参照)

(二) 櫻田御屋敷 江戸鍋島屋敷の一。(七二五・註一)

(三) 御父子様 鍋島光茂 綱茂父子。

(四) 中野敷馬 利明。時に四十一歳。

(五) 麻布御屋敷 (七六一・註一)。

五八三 鍋島直之、幕府の勅使接待役に律儀を示し手厚く會釋さる

一とせ (一) 攝津守殿へ公家衆御馳走仰付けられ候。何方へ仰付けられ候節の聞合はせ共これあり候内、武家の家來不馴にて、公家の御家來に取合ひ候ては、間迦れの事のみこれあり候に付て、御馳走方前々より致し附候者を一兩人御雇ひ候て、其の者に御任せ候がよく候由に付、兩人御雇ひ候。攝津守殿は平生の御律儀の儘に、唯御禮を深く成され候に付て、公家方御迷惑にて、御手を御突き御會釋成され候。右馳走人内意申し候は、「今度の御役は、別けて御首尾宜しく候間、御心遣成さるまじく候。公家方より武家に手を御突き候御會釋は終にこれなき事に候。頃日御供の衆に、今度の馳走人は殊の外時宜深き人にて候。必ず慮外など仕らざる様にと仰付けられ候。」と話し申し候由。蒲原瀾左衛門話なり。

(一) 攝津守殿へ云々 元祿十二年二月三日蓮池藩主鍋島直之が、幕府から勅使接待役を命ぜられた事をいふ(五八〇・註一)。赤穂城主淺野内匠頭の吉良上野又傷事件の前年である。

五八四 鍋島光茂隱居後附屬の什物を望まず御年寄を戒む

光茂公御隱居協、青山御屋敷にて御年寄中島善太夫、江副彦次郎より御隱居附人数書附御目に懸けられ候處、以ての外御立腹成され、「國家を附屬したる上は、何が隱居の物あるべきや。然れども事缺くに付て、信濃守が者を當分借りて濟む事なり。隱居附と名を附け、仕分け候に付て、早父子の間に隔が出来て宜しからぬ事なり。父子の間隔て候様に仕成し候儀不届至極。」の由にて、きびしく御叱り遊ばされ候。其の後御譲り御道具度々に請けられ、御意候に付て「一式目錄にて濟まし候様に。」と仰出され候て、残らず遣はされ候。其の内、「御譲り御懸硯は御家一大事の御譲り御相傳これある事に候。御兩殿様御隙の節御直傳遊ばされ候てより、遣はさるべく候間、残し置き候様に。」と仰付けられ、追て御國許にて御相傳御座候由なり。又青山御在府中、御道具等何にもこれなく候故、御客などの時分は、時々櫻田より取寄せ申され候。御書物の外には、何にても御貯へ遊ばされ候儀御座なく候由なり。

五八五 鍋島光茂逝去の時、願に依り或は自分に出家した人々

光茂公御卒去の節、願にて出家仕り候人数(落髮半髪末に記す)。

牛島源藏(一中) 山本神右衛門(常朝) 江口幸左衛門母御局(清印) 嬉野九郎左衛門姉(妙雪) 増田藤次左衛門母(慈俊) 木塚市の允姉(桂室) 小森九兵衛姉(空月) 石井久彌(道閑) 右久彌は願奉らず候處、後日仰付けられ候て出家仕り候。

自分に出家仕り候人数。

野田元右衛門(捨入) (是は御遺言の通り最前は落髮仕り、隠居以後出家仕り候)

松崎彦右衛門 同女房 中島善太夫 前山又兵衛 三谷如休 同女房 野口宗慶女房 牛島源

藏女房 山本神右衛門女房 御臺所男(直禪)。

鍋島 本庄の百姓五人剃髮十徳著仕り候。鍋島村兩人今泉忠左衛門(法名元眞) 同名

新右衛門(法名元亨) 本庄村三人山田形右衛門(法名道香) 近右衛門(法名覺圓) 御厨利

左衛門(法名宗賢)。

五八六 鍋島直之、高傳寺に參詣、供の者を休息させようと態と長話す

(一)了らうんさまおととき、高傳寺御參詣なされ、出家衆へ色々御話なされ、(三)唐茶御好き、豆腐煮御好きなどと仰せられ候に付て差出し、暫らく御休息なされ、御立ちの節、「長話を仕り、いづれも御退屈にこれあるべく候。さりながら供の者休息させ候。」と仰せられ候由、高傳寺出家話。

(一) 了關様 蓮池藩主鍋島直之。

(二) 唐茶 蓋のある茶碗に茶を入れ、熱湯を注いで飲むもので、支那風の煎じ方である。

五八七 小倉女晝夜心身を碎き、片時も離れず幼君光茂を養育す

(一) 忠貞公御卒去の時、(二) 翁助様四歳になられ候。御幼少に候へば、勝茂公御家督(三) 甲州様へ進ぜらるべくと、御夫婦様御相談にて、先づ(四) 惠照院様を甲州様に御婚禮なされ候。其の時上臈(五) 小倉殿(元來下總守殿御一門なり) 鬱憤にて御供仕らず、翁助様御養育に夜晝心を盡し、片時も離れ申さず、御食事は干物の御汁、花鯉の外には何にても上げ申されず、一人にて守り立て申され候。然る處、甲州様御取立の儀、御家中上下共に合點仕らず、様々詮議仕り候に付て、(六) 美作殿態と江戸罷越され、「翁助様を差置かれ、甲州様御取立の儀、御家中合點仕らざる」由申上げられ候。勝茂公聞召され、「尤の儀に候へども、我等餘命なく候へば、幼少の嫡子にては長崎御番相濟むまじくと存じ候」由仰せられ候。美作殿申され候は、「夫れは翁助様御物立遊ばされざる節は、甲州に御譲りなされるべく候。御家中請合ひ申さざる儀は、何分に思召され候ても相叶はざる」通り申上げられ候に付て、御納得なされ候。然れども御前様思召入共候て、御老中御招請なされ候。其の前日(七) 紀州御出で、小倉殿召出され、「翁助殿御

爲にて候間、明日御座へ、不圖翁助殿を懐き候て罷出で申すべくや。定めて御立腹にて科をも仰付けらるべく候。」と仰聞けられ候へば、「素より一命を捨て罷在る」由請合ひ申され候。翌日は酒井讚岐守殿（一説に土井大炊頭殿）初め御老中御出で、御夫婦様御盃事相濟み、讃州盃御控へ候時分、甲州様御呼出しなさるべくと仰せ談じ置かれ候處、紀州相圖なされ候に付、小倉殿御座へ罷出で、翁助様を御目に懸けられ候。紀州御差寄り、「肥前守忘れ形見にて候。御目に懸け置き候間、御盃下され候様に。」と御申し候に付、御老中方御悦び、「斯様の御子御座候事終に承らず、扱々目出度き御事、よき御世繼にて候。」と仰せられ、御盃事相濟み申し候。此の上は御夫婦様にもなさるべき様これなく、御議定なされ候。小倉殿心氣を碎き御意見申上げられ候に付て、翁助様御成人の後も、何様の儀を仰せられ候ても、「小倉殿叱り申され候。」と申上げ候へば、御留り遊ばされ候。何方へ御振舞に御出での時分は、小倉殿相付き罷越し、御膳の向に据わり居り候て、袂より花鯉を出し、餘の物は何にても上げ申されず候。御養育よく候故、御達者にならせられ候由なり。

小倉殿老後に、食物衣類等の儀迄茂光公御差圖なされ、朝夕の料理百足宛に定められ、其の外種々拜領數限りなく候。夫れを皆以て御祈禱の爲に擲ち申され候由。（八）藤本

宗眞そうしんの養母やうぼなり。(小倉殿寺唐人町一向宗 九妙念寺 慶安二年 己丑八月十六日死去。)

(一) 忠直公 勝茂世子。(四一三・註一)

(二) 翁助様 忠直の嫡子で、第二代佐賀藩主鍋島光茂の幼名。(五五・註一)

(三) 甲州様 勝茂の五男、第一代蓮池藩主鍋島直澄。初名千熊丸 右馬介 中頃加賀守。寛永十二年十二月晦日從五位下甲斐守に任ぜられ、同十四年島原の亂には父勝茂名代として征討の軍に從ひ、十一月十四日江戸發駕、十二月三日佐賀着城、五日早津江を出船して神代に渡り、鍋島勢を率ゐて原城に迫り、次いで父勝茂と共に翌十五年二月二十七日一番乗の殊勳を立て、二十八日原城陥落した。寛永十六年、佐賀藩主勝茂佐賀 神埼 藤津 杵島 西松浦五郡の地より三萬五千六百二十五石、後又一萬七千石、合計五萬二千六百二十五石を割いて直澄に與へ、居を蓮池に定めしめた。同十八年、上意によつて亡兄鍋島忠直の室(松平下總守忠明女)を娶り、晩年領地藤津郡鹽田に別館を設けて往來し、寛文六年隱居、剃髮して義峯と稱し、同九年三月五日鹽田に於て歿した。年五十五。法名正獻院殿義峯宗眼居士。蓮池宗眼寺に葬つた。

(四) 惠照院様 鍋島直澄室。初め鍋島忠直に嫁し、忠直歿後寛永十八年直澄に再嫁し、夫に先立つて正保二年正月二十七日歿した。年二十九。法名惠照院殿心月妙泉大姉。大和郡山藩主松平下總守忠明の女。佐賀藩主鍋島光茂の生母である。

(五) 小倉殿 河内の人藤本誓宗の女。惠照院の伯母で、惠照院が忠直の望となつてから上臈として之に仕へ、忠直逝去の後、忠誠一途、心血を注いで幼君光茂を養育した。恰も將軍家光の乳人春日局に比すべき賢婦人である。(六一〇、六一九參照)

(六) 美作殿 多久美作守茂辰(四八・註三)。此の項、『葉隱校補』には、「忠直公御卒去寛永十二年より、甲斐守殿へ蓮池領地拜領同十七年迄の間美作守茂辰江戸罷登候儀無之。」とある。

(一) 紀州糠 第一代小城藩主鍋島紀伊守元茂。(四二三・註二)

(八) 藤本宗真 名は良昭。小倉女の兄藤本久兵衛重良の次男で、小倉女の養子となつた。天和二年三月二十四日歿。

(九) 妙念寺 佐賀市大財町愛敬島にある。(六一九参照)

五八八 鍋島光茂時代の加判家老

光茂公御代加判御家老相良求馬 生野織部 鍋島彌平左衛門 (後に御家老の家に仰付けられ候) 中野敷馬 原田吉右衛門。

五八九 鍋島光茂時代の傅父

同御傅父納富九郎兵衛。同御年寄 馬渡市之丞 副島五左衛門。此の兩人御部屋住の時分相附けられ候。勝茂公より蟄居仰付けられ候。残りは末に記す。

五九〇 鍋島元茂、臨終に牛王を呑んで子直能に本家一味を誓はしむ

(一) 紀州御病氣の段、光茂公御参観の御道中にて聞召され、道中御急ぎなされ、(二) 旅籠食を召上がられ候。大石小助申し候は、「平生の御物嫌ひとは違ひ申し候」由。右の通り御急ぎなされ候へども、御着前に御死去なり。(三) 加賀守殿は御死去前に御着なされ候。紀州御悦び、「頃日より夜晝相待ち候は、別の事もなく候。浮沈共に(四) 丹州に一味同心仕るべくと、我が目の前にて誓詞をいたし、(五) 牛王を焼き、呑みて見せ候

へ。」と御申し候。「其の段は御心安く思召さるべく候。日來の覺悟に御座候。」と即ち血判誓詞なされ、牛王を焼き、呑み候て御目に懸けられ候へば、「安堵なり、外に言ひ置く事はなし。」と仰せられ、頓て御死去の由なり。

(一) 紀州御病氣云々 小城藩祖鍋島元茂。元茂は承應三年十月中旬から江戸御屋敷で發病、十一月十一日朝逝去した。光茂は十月廿三日佐賀發參觀、十一月十一日の午頃着府し、臨終の間に合はなかつた。

(二) 旅籠食 はたごしよく。在合はせの旅籠屋の飯をいふ。光茂は平生潔癖で、食物にも物嫌ひがあつた。

(三) 加賀守 元茂の子鍋島直能。本文「御死去前に御着」は誤で、「元茂公年譜」によると、國にあつた直能の許へ元茂病氣の飛脚が立ち、直能は早打をもつて發駕したが、途中筑前飯塚で元茂逝去の早飛脚に出會うた、直能は承應三年六月十九日將軍に御暇、程なく下國したのであるから、この物語はそれ以前在府の時の事であらう。

(四) 丹州 鍋島光茂。

(五) 牛王を焼き云々 『葉隱校補』には、元茂直能父子誓詞の事はない、と記されてゐる。(五八〇・註一三)

五九一 紀州侯徳川頼宣、鍋島光茂と面接家督相續の祝儀を述べ

光茂公御家督御相續の御禮として方々御廻りなされ候節、(一)紀伊様へ御出でなされ候へば、取次の衆申され候は、(二)丹後守様御出でなされ候は、御目に懸かるべく候條、奥へ御通りなされ候様に。」と申付け置かれ候。公御通りなされ候處、即ち

御面談なされ、御吸物出で御盃事の上にて「今度御家督御相續、一入目出度く存じ候。御手前には御年若、御存じあるまじく候。拙者儀 (三) 信濃守殿御内方と同部屋にて育ち候に付て、別けて御心安く存じ候。御夫婦御大慶たるべくと存じ候。御祝儀申し候段、御心得仰達せられ候様に。」と仰せられ候由。御門外にて御駕籠に召させられ候節、右の趣 (四) 百武伊織へ仰聞けられ、即ち御夫婦様へ仰遣はされ、御禮これあり候由。

(一) 紀伊様 紀伊權大納言徳川頼宣。(徳川家康第十子)

(二) 丹後守様 鍋島光茂。

(三) 信濃守殿御内方 鍋島勝茂室高源院。岡部内膳正長盛の女で家康の養女として勝茂に嫁した。徳川頼宣より十四歳年長である。(六一二參照)

(四) 百武伊織 兼久。(四〇一・註一)

五九二 御家には相傳の軍法がある、他家の軍法稽古は無用

綱茂公御若年の時分、(一) 北條安房守殿御弟子にならせられ、軍法御稽古なされ、小師には (二) 福島傳兵衛殿參られ候。この段光茂公聞召され、御家には御相傳の御軍法これある事に候間、他家の軍法稽古無用の由仰せられ候に付て、御止めなされ候由。又 (三) 廣瀬傳左衛門事御見限りなされ候事これあり候に付て、召寄せられずと、綱茂公

御意の趣きよい おもむき (巴)常朝御直じやうてうぢゆんぢきに承うけたまはり候さぶらふ由よしなり。

(二) 北條安房守 名は氏長。北條流兵學の祖である。慶長十四年の生れで、幼より兵書を好み、小幡勘兵衛景憲について武田家の兵法を學び、遂に其の奥義を極め、一家を立て、北條流兵學の始祖となつた。寛文十年五月廿九日歿。年六十二。この年鍋島綱茂はまだ部屋住で、十九歳であつた。本文若年の頃といふのは十五六歳の頃の事であらう。

(二) 福島傳兵衛 名は國隆。旗本で北條氏長の高弟であり、山鹿素行と同門である。

(三) 廣瀨傳左衛門 名は實常。北條流兵法家で、福島國隆の門弟。後、土州侯に仕へた。

軍學の事 御家法の御軍法は格別外なし。綱茂公、御旗本福島傳兵衛國隆(北條氏長高弟)弟子に成らせ給ひ、又廣瀨傳左衛門實常(後土州侯に仕ふ)御講釋などに來りし事葉隱に見えたり。廣瀨氏は兵具の目利にも委し。具足の製作に利害損徳を吟味し、世に當流仕立といふ。又目貫不動尊を作りたる間口あり、廣瀨不動といふなり。竹田權右衛門正眞、廣瀨氏稽古し奥義を得る。是御國にてのはじまりなり。此の門人に城州臣城島市之允後機先といふ。鍋内記殿臣に玉澗具、多久臣米倉權兵衛(號尙古軒)原口文之允など竹田家の門人なり。(雨中の伽)

(四) 常朝御直に 山本常朝が、直接藩主綱茂より聞いたこと。

五九三 鍋島光茂、自ら侍従を返上せんとて、亡父忠直の贈官を願出づ

(二) 興國院きこくゐん様五十年御忌ねんおんきの節せつ、光茂公江戶みつしげこうえとにて御老中ごらうちゆうへ仰達おほせたませられ候さぶらふは、「父肥前守死ちひのべんのりぬし去の時分きよのじぶん、某それがしは四歳よひさいに罷成まゐりなり、何なんの孝行かうかうも仕つかまつらず、當年たうねん五十年忌法事ねんきはふしに、何卒なにとぞ追善おほぜん仕つかまつり度たく候さぶらふ。それそれに付つき、肥前守ちひのべんのりぬし早世さうせい故諸大夫こしよだいににて相果あひはて候さぶらふ。此度このたびの追善おほぜんに侍従せじゆうの贈官おまつりを願ねがひ奉たてまつり候さぶらふ」由よし仰達おほせたませられ候さぶらふ。されども先例せんれいも御座ござなき事ことに候まらば、仕難しがたき由よし御返おへん

答に付、「さ候はゞ某侍從官返上仕り候間、亡父に仰付けられ候様願ひ奉り候」
由仰せられ候。御老中御感心、「左様の思召入に候はゞ、例にも依り申すまじ」と候
て、相濟み申し候由。その後、京都へ御装束の儀仰遣はされ、中五郎右衛門持下り、高
傳寺へ差上げ申し候。さて又御位牌様御立直し遊ばさるべき由にて、(一)鍋島家三代相
續前肥州太守興國院殿敬英賢崇大居士と御差圖なされ、これ又京都にて出來立て御下り
候を、伊東新五郎高傳寺へ持上り候由。

右御贈官の事、江戸にて御老中方へ、役人など近年取沙汰仕り候由に候。御装束
御寺納なされ候へば、御願相濟み申したるにてこれあるべく候。追て之を尋ぬべし。

(一) 興國院様五十年御忌 鍋島忠直五十年忌で、貞享元年である。

(二) 鍋島家三代相續 直茂 勝茂を経て三代相續の意。忠直は封を繼がないうちに歿した。高傳
寺の位牌には「興國院殿前肥州五位太守鍋島三代相續敬英賢崇大居士」とあつて、他の歴代藩主
の位牌には何代相續などの文字はない。

五九四 鍋島光茂、有馬陣の時六歳で祖父勝茂に金言を吐露す

光茂公有馬陣の時御六歳に成らせられ候。勝茂公へ御金言仰せられたる由に候。追
て承り出すべき由なり。

五九五 鍋島光茂逝去の時落髪を免された人々

光茂公御卒去の節、落髪差免され候面々。

御年寄江副彦次郎 御同役野田元右衛門 御懸視役村岡五兵衛 御書物役竹下十助 同原權兵衛 同高木忠五郎 同戸田次郎兵衛 御馬役山崎惣右衛門 御駕籠心遣三谷助右衛門 御駕籠副四人半髮願の如く差免され候。

此の外落髮願深江六左衛門。半髮願の衆數人差留められ候なり。

五九六 鍋島光茂の豪膽——「火事か、眠むたいから一寢入り」

(一) 木下五兵衛宅出火、御家に火の子參り候に付て、火消共御家へ上げ申すべくやの段御年寄相良求馬 山崎藏人より (二) 中野市左衛門 (後十右衛門、時に十三歳) を以て御意を請け候處、「我はねむたき程に唯今寢入り候。火懸りて出でよき時分起し候へ。家は焼けても苦しからず、書物藏に火消を上げ候へ。」と仰出され、その儘御寢み遊ばされ候由。中野氏話なり。

(一) 木下五兵衛 名は昌明。四郎兵衛昌種の子で、龍造寺隆信麾下四天王の一人木下四郎兵衛昌直の曾孫である。御年寄役 大組頭となり、元祿七年六月二日歿した。

(二) 中野市左衛門 名は澄明。宗明 (利明弟) の二男で、後一家を立てた。享保九年九月十五日歿。年六十九。法名即是院徹岑日興。本文は寛文九年の事である。

(一) 御隠居脇、青山御屋敷にて、御臺所役。(二) 野田佐五右衛門、明朝の(三) 御膳圖を相伺ひ候處、御添削成され差出され、御客前にても御膳召上がるべき由仰出され候。佐五右衛門承り違へ、御客前にて相濟み候儀と存じ、御膳の用意仕らず候。然る處御客御相伴相濟み、「御膳差上げ候様に。」と仰出され候へ共、用意仕らず、俄に仕懸り候へども延引、漸く御食ばかり出来立ち候に付て、右の段御耳に達し候處、「花鯉ばかりにて差上げ候様に。」と仰出され、暮に及び御膳相濟み、年寄共召出され、「老人を一日(四) こなし、寒氣に中り候様に仕り候、謂れ、きびしく相改むべき」由仰出さる。佐五右衛門相改め候處、了簡違ひ仕り無調法の由申上げ、小屋に引取り、相仕舞ひ、仰出を相待ち候處に、右の段聞召され、「佐五右衛門儀(五) ふうけ申し候に付て右の通りに候。明朝よりふうけ申すまじき由誓詞仕らせ、遠慮に及ばず御膳差上ぐべき」由、仰出され候。

(一) 御隠居脇 光茂の隠居當時。

(二) 野田佐五右衛門 宗次。手明槍野田次郎右衛門の次男で、元祿十三年六月光茂第十二女お徳様心遣となり、同十六年二月歿した。年五十七。法名叙庵宗次。

(三) 膳圖 獻立。

(四) こなす 「いちめる」の方言。四段活用他動詞。

(五) ふうけ 下二段活用自動詞「ふうく」の連用形。たはける、間が抜ける、の佐賀方言。臍抜の轉か。名詞では、ふうけ、ふうけもん、などいふ。阿呆の意。(一八〇、八五〇等参照)

五九八

鍋島光茂の聰明、字を書きながら同時に數件の披露を聴く

究事披露聞召され候時、究役口書を読み候内に、一方よりは御意を請け候事を申上げ候。一方には仰付けられ候事を御意なされ、其の身様は御書を遊ばされ候。一度に四事も五事も御済し遊ばされ候。さ候て究事など違却の事は少しも御聞落し遊ばされず、御穿鑿遊ばされ候由。

〔註〕これも、光茂の事である。

五九九

鍋島光茂の馬術(その二)——「馬上は疊の上同然」

光茂公へ江戸にて誰か御會釋、「御道中御乗馬の儀不思議に存じ候。一日二日さへ難儀仕り候。如何様御傳授御座あるべく候。御弟子に罷成り度き」由仰せられ候。公御答に、「傳授としては御座なく候。馬に乗りたると存ぜず、疊の上に坐し候心持にて候へば、少しも草臥れ申さず候」と御意なされ候由。

六〇〇

鍋島光茂の馬術(その二)——箱根八里の山坂は何時も早乗

御參觀御往來、陸路御通りなされ候に、御馬ばかりに召され候。上感の御馬にてこ

れなく候へば續き申さず候。箱根八里の山坂は何時も早乗遊ばされ候。楮又御膳は御泊にて一度づゝ召上がられ、その外何にても召上がられず候。「何時に御膳上げ置き候様に。」と仰出され候に付、盛り立て差上げ置き、役人は先きの御泊宿へ罷通り候。遅く御着遊ばされ候ても、冷え申し候御膳の儘にて召上がられ候由。

六〇一 鍋島光茂、一日に十度食して腹體に異常を見ず

或時、一日に御膳十度召上がられ、(一)松永宗雲に御腹御伺はせ成され候處、平生の御腹體に相替る儀これなくと申上げ候由。

(二)松永宗雲 京都の産で、勝茂時代召抱へられ、光茂の時に法橋となつた。元祿元年十一月歿。法名宗雲日永。

六〇二 「肥前の侍従、段子のかひみつすき」——丹後守光茂の手紙

光茂公より (一)加賀守殿へ遣はされ候御文

昨晩は音信御心ばせ満悦せしめ候。扱々竹取の翁が成しゝは玉とかゞやく姫とこそ聞き候。竹の中より、うまき肴の出で候例は昔も知らず、今よりは竹の子の料理を禁物にして、かゝるうまきさかなも出さうなる大竹をかみわりたるこそ、右の物を便に興をまし、最中の月とは知らねども、ももを突きぬく様に若菜を取持ち酒宴を催

し、東の方聞きふれし武藏野といふ盃を取りかはし、夜をあかしの無限遊興に候。

恐を謹言。

萬治元年

肥前の侍従

八月十六日

(二) 段子のかひ

みつすき

小城ノ五品殿

(一) 加賀守殿 小城藩主鍋島直能。

(二) 段子のかひみつすき 丹後守光茂をもちつたもの。

六〇三 御書物役牛島源藏 山本權之丞一日限り能役人数に入る

先年諸組に能仰付けられ候節、御書物役牛島源藏 (一) 山本權之丞兩人は御用多く候に付て、差出さる儀相叶はれざる由仰出置かれ候。然る處に御能の日に成りてより、仰出され候は、「家中一人も残らず能役を任り候に、兩人の者ばかり罷出です候ては如何と思召され候。當日ばかり一組の人数に交り居り申すべき」由仰出され候。又組頭、組振舞の日を御尋ね成され、「御書物役一日の隙も差免されず候へども、組に附け置かれ候者を、一年に一度の振舞に遣はされず候ては寄親存所もこれあるべく候

間、組振舞には罷越し候様に。」と仰出され候由。

(二) 山本權之丞 常朝。常朝は延寶六年(二十歲)八月十八日元服と同時に權之丞(前名市十郎)と改め、即日御歌書方書寫仰付けられ、後書寫物奉行となり、牛島源藏と共に京都詰を命ぜられた事もあり、元祿四年(三十三歲)九月四日親の名神右衛門に改めさせられた。

六〇四 鍋島直能、光茂の長袴を踏んだ者の長袴を踏んで顛落さす

光茂公御城御退出の時分、御長袴の裾を、誰か踏みかゝり候に付て、少し御つまづき遊ばされ候。(二)加賀守殿御覽候て御行き抜け、其の人の長袴の裾を、しかと御踏み候に付て、うつぶしに倒れ申され候由。

(二) 加賀守 小城藩主鍋島直能。光茂の従兄。

六〇五 鍋島光茂、意味ありげな吉良上野介の獵官懲憚を一蹴す

光茂公へ、吉良上野殿申され候は、「御大身にても官位ひきく候ては、御不氣味にこれあるべく候。(二)少將御免など候はゞ、知行半分共には御替へなざるべくや。」と候時、御答に、「官位ばかり結構に候ても、喰ふ物なくてはならざる事なり。」と仰せられ候由。

(二) 少將御免 左右近衛府の次官たる少將に任ぜらるゝこと。

六〇六 山内川上の土民、藩主光茂の卒去を聞いて塔石を運ぶ

光茂公御卒去。御塔石 (二)川上より出し申し候。未だ人夫の當觸れもこれなく候處
(三)山内の者、川上近邊の者聞附けく駈參り、佐嘉へ引き届け候。遂に公役の者一人も
入り申さず、人数は大分餘り申し候由。

(一)川上 佐賀郡川上村地方をいふ。

(二)山内 神埼郡の北部山間地方。

六〇七 鍋島綱茂の乳兄弟

綱茂公の御乳兄弟、坂部又右衛門なり。

六〇八 鍋島綱茂逝去の時、願に依り或は自分に出家した人々

綱茂公御卒去の節、願にて出家仕り候人数。

年寄相談人生野孫左衛門(冲天一志) 御側野口千左衛門(本宗一通) 同田原源兵衛(量外
互慮) 御道具役御切米四拾石田尻次右衛門(鐵關直入) 御神事役御切米二拾石伊東喜兵
衛 御茶道御切米二拾石石山玄疇(不峯了白) 御茶道御切米二拾石増田宗信(鐵幹不芳) 同

秋山良甫(眞叟未生) 手明槍御居間番深堀長兵衛(心海常安) 手明槍坊主小出三甫(樂邦淨
念) 坂部又右衛門母御局(了心院眞寂性空) 綱姫様の御袋京都吳服所曾谷太兵衛 妹 京都

罷歸り候於花殿(性海院) 京都女中於辨殿京都罷歸り候(眞觀真心) 小石軍平娘屋はせ

罷歸り候於花殿(性海院) 京都女中於辨殿京都罷歸り候(眞觀真心) 小石軍平娘屋はせ

罷歸り候於花殿(性海院) 京都女中於辨殿京都罷歸り候(眞觀真心) 小石軍平娘屋はせ

罷歸り候於花殿(性海院) 京都女中於辨殿京都罷歸り候(眞觀真心) 小石軍平娘屋はせ

(良柱)。

出家仰付けられ候人数。

丹羽喜左衛門(笑山愚叟) 原伊兵衛(劫外長空) 原口形左衛門(實相無三)。

自分に出家任り候人数。

相浦清五左衛門(鐵舟宗圓) 高城寺東林西堂弟子 清五左衛門儀太鼓御門番任り罷在り

候處御棺御通りの節不圖髪を切り出家任り候。追て跡式相立てられ候。浪人の内

石井傳右衛門 手明槍御扶持召放され候者栗浪彌右衛門 丹羽喜左衛門女房 隠居人田代

孫助 鍋島 本庄の百姓剃髮十德着任り候。

六〇九 鍋島光茂御目付への遊出の條々

光茂公御目付中へ遊出(是より末百武氏書傳寫)

御目付共心得

- 一 我等身の上の事。
- 一 信濃守行跡の事。
- 一 江戸批判の事。
- 一 家中武道の事。

一 親類家老其外請役の者覺悟の事。

一 公儀御法度附 私の法度肝要の事。

一 奉公感不感色々有可事。附病氣の者出任其外不勤の者極老致し奉公罷成らず

候て隠居願も仕らざる者。

一 請役方の風俗何より以て我等信濃守是に極り、深く存入り候事

以上

貞享四年卯二月 日

六一〇 鍋島元茂、小倉女と共に光茂（翁助）の家督相續に配慮す

寛永十三年丙子、勝茂公（一）土井大炊頭殿御招請、此の時元茂公密かに小倉女に御下知

なされ、（二）翁助様を小倉女懐き奉り、元茂御附き御書院に不圖御出で、「肥前守嫡子

翁助にて候。」と元茂公御會釋なされ候。大炊頭殿御面談これあり、「肥前守殿御嫡

子、御家御長久目出度く存じ候。」由御取合ひなされ候。これは（三）甲州様御取立の様

子に付、右の通りなされ候なり。

一 小倉女、父は（巴）藤本誓宗と申し候て、河内國の人にて、八歳より京に居り、十

四歳にて伯父村上周防守（加賀分國の内領主）の國元へ連れ下り養育、五百石扶持

あり。小倉女母は同國七萬石の領主戸樫の末孫江沼郡蓮谷山の城主の娘を、周防守養子にして誓宗妻とす。法名妙念。此の腹に嫡子藤本宗甫（藤本清左衛門祖父なり）二男同久徳（同宗吟祖父なり）三女小倉女なり。久徳子宗眞を小倉女養子にして京六條に居住す。

一 秀頼公の御前様、大阪落城の節大堀に御落ちなされ候折、小々姓三人御供に召連れられ候。此の内一人は誓宗の娘なり。（五）松平下總守殿權現様へ仰上げられ、誓宗の娘を下總守殿内室に仰付けられ候。法名妙源院殿。此の御娘（六）惠照院様なり。（七）忠直公御祝言の時、小倉女相頼まれ、上臈を相勤められ候。惠照院様の御伯母なり。小倉女、慶安二年八月十六日死去。

(二) 土井大炊頭 利勝。下總國古河城主。此の時連署時代で、寛永十五年大老となり、正保元年七月十三日歿した。年七十二。

(三) 翁助様 鍋島光茂。時に五歳。

(三) 甲州様御取立 甲州様は蓮池藩祖鍋島直澄。勝茂嫡子忠直、寛永十二年逝去し、忠直の嫡子光茂幼少のため勝茂夫妻は甲斐守直澄（時に廿二歳）を取立て、本藩の世嗣にする意思であつた。此の事『元茂公年譜』には、土井大炊頭が隣室に幼児のむつがる聲を聞附けて尋ねたので、元茂が翁助を抱いて出た、とある。（五八七參照）

(四) 藤本誓宗 先祖は畠山重忠の末孫で、河内國小堀の城主である。織田信長鷹狩の時小堀城に

入り、庭前の藤棚を見て、世に稀なる名花と賞し、藤本の姓を授けたので畠山氏を改めて藤本と稱したといふ。誓宗八歳の時、その父が明智光秀本能寺襲撃の際、防戦して討死したので、母に伴はれて京都に上つた。

(五) 松平下總守 忠明。忠直の室惠照院の父。

(六) 惠照院様 鍋島忠直室。

(七) 忠直公御祝言 寛永八年七月廿九日婚禮、時に十九歳、惠照院十五歳の時であつた。

六一一 鍋島勝茂、有馬陣後江戸七箇所屋敷仕組を定め改易に備ふ

勝茂公有馬御陣の後、御評定所御出の上、自然御改易などの時、光茂公はねぶ川通御立退成され候様に、納富九郎兵衛に仰付けられ、七箇所御屋敷、御仕組等仰付け置かれ候。

櫻田 中屋敷 麻布 三島町 打越 青山 御藏屋敷。

六二二 尾州侯徳川義直、淺草舟遊に初めて鍋島光茂を引見す

寛永二十年夏、淺草川へ光茂公(十二歳)御遊の爲に御出なされ候節、尾張義直卿も御出御座候て、「誰にて御座候やし」と御尋に付、納富九郎兵衛御答仕り候。尾州御船に相招かれ、「信濃守殿内方とは(二)兄弟分の儀に候處、初めて御面談大慶の事に候。向後御心安く成さるべき」由仰せられ、御退出なり。

(一) 兄弟分の儀 鍋島信濃守勝茂の後室高源院(岡部内膳正長盛女)は徳川家康の養女として入興したので、家康の第九子義直とは姉弟分、義直は十一歳年少であつた。(五九一参照)

六一三 鍋島光茂元服の時、將軍家献上並びに諸家へ贈進の數々

慶安元年十二月二十二日光茂公御元服。御献上御太刀(御行)御小袖二十 白銀三百枚、右は家光公へ。御太刀 白銀二百枚 御小袖十、右は大納言様へ。白銀十枚御袋様へ。上へは白銀十枚づゝ、中は五枚づゝ、下へは三枚づゝ、右は女中方へ。御太刀 金馬代 御小袖十づゝ、堀田加賀守殿 井伊掃部頭殿 酒井河内守殿 松平和泉守殿へ。御太刀 金馬代 御小袖五づゝ、右は酒井修理亮殿 松平甲斐守殿 中根壹岐守殿 朽木民部殿へ。御太刀 小馬代 御小袖五づゝ、右は御奏者番 證人 奉行衆 大目付衆 町奉行衆 寺社奉行衆へ。御太刀 小馬代 御小袖三づゝ、右は小目付衆。二一荷三種、尾州義直卿 紀州光貞卿 御父子 水戸様へ。

六一四 鍋島勝茂人差の人數、光茂への御家誓詞

慶安三年十二月五日勝茂公御人差の人數光茂公へ御家誓詞 仕り差上げ候を、翌年勝茂公江戸御持越し相渡され候なり。

六一五 納富九郎左衛門の精勤、鍋島光茂自筆の加増書を遣はす

萬治元年五月十六日 (一) 納富九郎左衛門へ御加増御自筆の御書

其の儀我等夫婦子供に至つて奉公様中々申し所なく、陰日向もなく、隕り候時分な

ども色を變へず、萬事苦勞に持たず、精に入り抽んで候儀、感じ入り候。殊に我等

幼少の時分より九郎兵衛苦勞尤も失念申さず候。旁今度加増申付け候、少分の

事に候へども、先づ以て斯くの如く候。彌々精を入れ、奉公申すべき儀肝要に候。

五月十六日

光茂御判

納富九郎左衛門殿

(二) 納富九郎左衛門 名は利房。九郎兵衛利景の嫡男である。是より先、明曆三年十二月、父利

景以來忠節の旨感狀を授けられ、物成二百石となつた。

六一六 鍋島光茂、仁比山山王權現を崇敬し、社參して祈願書を納む

萬治元年六月十五日 (一) 仁比山山王へ御參詣、御願書

今日社參仕り候儀、先づ以て公方様御氏神、次に四人人子供も恐れながら御同然に

奉り候はで叶はざる御事に候。殊更山王權現は就中有難き神慮の儀、度々身に覺え

申し、一入信心奉り候。

右荒増ながら書立て候覺え

一 在所へ勸請致し信心し奉るべきとの事。

一 領中に於て猿殺生禁斷早く申付け候事。

一 以來、(三)申の年、此地御祭の度々、神馬二疋づゝ幾久しく拜進仕るべきとの事。

一 大分小分に依らず、毎度奉願相叶ひ候儀、今更申上ぐる能はず、神慮申上

げ盡し難く候事。

一 今日社参仕り候は、江戸に於て六月十五日御祭に候。此の地は十三年目の

事に候故、斯くの如く候事。

右五箇條、一々御納受なされ下さるべく候。公方様御長久、天下御平安の儀、諸人に

勝れて祈り奉り候も、某式却つて推參がましく申上げず候。唯公方様御嫌ひ事又

は少しの御災難にて遁れさせられざる刻は、某儀御身に代り候様にと迄を願ひ奉り

候。某儀長崎御番迄仰付けられ、忝き次第に存じ奉り候。併し何時迄も延命仕

り候様にとも只管には存じ致さず候。唯、(三)左衛門に家相渡し候ても、心安き時

分、三人の娘共も(四)痲瘡いかにも軽く相濟み、それ縁に付き安堵致し、四十の

上にては内々の望相叶ひ候へば、相果て候ても苦しからず候。併し罷成るに於ては、

いつまでも延命の儀は願ひ奉り候。今には一人の親の事に候へば、一入子供武運長久

息災延命の儀、そののみ朝暮案じ申し候。いよく願ひ奉り候。御氏子數々に御座候處、四人ながら物強く無病に成長仕り、偏へに神慮の御かげと申上ぐるも大方の御事に候。誠に此の趣抽んで祈り奉り候條、御守護なさるべき儀、偏へに仰ぎ奉り候。仍つて精誠件の如し。

明曆四年六月十五日

肥前侍從藤原光茂敬白。

(一) 仁比山山王 聖武天皇御宇天平元年、勅願によつて松尾明神を勸請し、降つて仁明天皇御宇承和十一年、勅命を以て比叡山日吉山王宮の分靈を合祀した社で、もと日吉神社と稱した。祭神大山咋神。神埼郡仁比山村大字の在る。縣社。歴代藩主の崇敬厚く、古來農事養蠶痘瘡の神として、肥筑の間に尊崇された。

(二) 申の年御祭 十三年目に一度、申の年に大祭があり、大御田祭と稱して現に繼續され、民俗的な郷土民謡と舞踊とを代表する農村神事として、全國的に知られてゐる。この大御田祭は、申年の四月初申の日から申申の日まで、十三日間に互つて催され、御田舞は、御田役者と稱する四十八人の男ばかりの大人や子供の農民によつて舞はれる。ずつと昔から行はれたらしく、鎌倉時代までは勅使の下向があつたと傳へられてゐる。鍋島侯爵家所藏、安永五年申年の大祭記録に、正保元年申年の前年寛永廿年三月六日附、石田安左衛門(一鼎の父)中野數馬(政利)より諸岡彦右衛門への書附があつて、その中に、「十三年に一度つゝ前々より相定有之に付て云々。」の文句がある。これによつても、その起原の古いことが知られる。

(三) 左衛門 鍋島光茂の子綱茂。幼名彦法師、萬治元年二月五日左衛門佐と改めた。(五五・註二)

(四) 痘瘡 仁比山山王社は、痘瘡に靈驗があるとて、古來信仰されてゐた。

六一七 鍋島忠直菩提の爲興國山長安寺建立、萬休和尚を開山とす

興國院様御菩提の爲、開基の地 (一)興國山長安寺萬治元年御建立、御位牌安置仰付けら

る。賢崇寺前任萬休和尚相居ゑられ、御切米拾貳石敷地田畠御免許成され候。

(二)興國山長安寺 佐賀郡北川副村字山津にある。曹洞宗。萬治元年は興國院(光茂の父忠直)

逝去二十三年後で、その後天明四年百五十年忌の際修理された。

六一八 鍋島光茂、子息の武運長久息災延命祈願の爲山王社へ寄附

萬治二年卯月四日に仁比山山王へ三拾石御寄附、御印。

覚

山王權現爲御社領從當年永代米三拾石奉拜進候。右祈願ハ四人の子供武運長久息

災延命殊に左衛門當年嫌年に候。増と平安午四人悦而已重候儀偏奉抽祈

所仍狀如件

萬治二年卯月四日 肥前侍從光茂朝臣敬白

吉 祥 院

六一九 鍋島光茂、小倉尼菩提の爲大財村に小倉山誓宗寺を建立す

寛文元年八月十六日小倉十三年忌 (一)菩提坊主のため、宗眞一門の者九歳になり候

を、(二)願正寺に於て剃髮、知觀と申し候。本願寺に仰入れられ、小倉山誓宗寺と御附

け、(三)大財村に一向寺御建てなされ候。寛文十三年廿五年忌に寺地御免なされ候。

右心遣相良求馬 藤本宗眞仰付けられ候。寛文三年公儀より新規の寺社御法度に付、(四)

田代の妙念寺破壊の寺號を引き、「幸ひ小倉母の法名に付、妙念寺と改め候様に。」と仰

付けられ候。

(一) 菩提坊主 菩提の爲出家する事。

(二) 願正寺 眞宗本願寺派。本尊阿彌陀如来。佐賀市高木町にある眞宗の巨刹。慶長五年、鍋島

直茂が本願寺准如上人の好意を謝する爲。佐賀城下に建立したもので、開山は熊谷直實の後裔筑

後國住人熊谷壽閑坊である。藩内一向宗の法頭として藩主の崇敬厚かつた。(七七六・註三)

(三) 大財村 今の佐賀市大財町。

(四) 田代 今の佐賀市東田代町。

六二〇 鍋島光茂、向陽軒を建立、天照大神宮外宮内宮外諸社を祀る

寛文二年、御武運長久御子孫繁昌の爲、(一)向陽軒御建立。奉行 (二)永山十兵衛、惣大

工 (三)西原與兵衛。寛文六年、(四)左衛門様 (五)お仙様 (六)お岩様 (七)お春様の御爲に、

拜殿一字御建立。奉行 (八)重松善左衛門、惣大工西原與兵衛。

天照大神宮外宮内宮兩社住吉 天満宮 玉津島 人丸社 御祈禱所御門。加茂 素戔嗚尊

(石社なり)

此の兩社は御門外にあり。

東照宮 彦山 山王 八幡 水無瀬 春日 稻荷(石社なり)

此の七社は(九萬部島に立つ。此の内八幡水無瀬春日三社は寶永二年六月十八日綱

茂公向陽軒に御移しなされ候。右社々御祭御供祓あり。

春日社 二月十一日 初申
彦山 二月十五日

天満宮 二、六月廿五日
水無瀬 二月十二日

人丸 三月十八日、五月廿五日
東照宮 四月十七日

加茂 五月五日
山王 六月十五日

住吉 六月廿九日
玉津島 九月十三日

大神宮 九月十六日
八幡宮 十一月中ノ卯

稻荷 十一月八日

(一) 向陽軒 鍋島勝茂別館として建設、寛文二年、光茂こゝに天照皇大神宮その他諸社を建立した。今の佐賀市水ヶ江町地内である。

(二) 永山十兵衛 名は貞明。九右衛門貞興の子で、代々河上の大工であつた。貞興龍造寺隆信時代に大工頭となり、鍋島勝茂の時、時々上方御普請棟梁を仰付けられ、元和九年侍に召上げられた。有馬陣に戦功があり、爾來代々修理方頭人役となつた。貞明その職を継ぎ、延寶五年四月廿

九日歿した。墓は川上實相院にある。

(三) 西原與兵衛 父は千左衛門といひ、代々大工頭であつた。

(四) 左衛門様 鍋島綱茂。

(五) お仙様 鍋島光茂の長女。母は柳線院。土井大炊頭利重室。(五七二・註)

(六) お岩様 光茂二女、母は柳線院。水野隼人忠正直室。貞享二年四月十九日歿。年三十三。法

名柔輓院殿安譽光澤清心大姉。

(七) お春様 光茂三女伊東出雲守祐實室。(五八一・註一)

(八) 重松善左衛門 名は行成。善左衛門政成の子。有馬陣に出陣、手明槍から侍となつた。元祿

元年七月四日歿。年八十一。法名安譽見心。

(九) 萬部島 今の佐賀市水ヶ江町の一部。永正文文の頃、龍造寺家兼(剛忠)が國土安泰武運

長久祈願のため法華經一萬部を讀誦し、その經卷を納めた所で、今尙その結願碑や鍋島勝茂以下

歴代藩主の萬部塔があり、一隅に江藤新平 島義勇等明治七年役戦歿者の招魂碑がある。

六二二 鍋島光茂、德善院に參籠、豊前彦山権現に自筆の願文を奏す

寛文五年九月二十五日より光茂公德善御參籠、御自筆の御願文有り。二十六日朝御法樂御歌

コレクワフン オンキチトミナガツキ

維寛文五年乙巳九月二十六日己酉吉日良辰乎 擇定天掛毛 畏紀大日本國天神七代地神

五代天孫降臨三十二神式内式外案上案下三千一百三十二神總天波宮中洛中洛外六十餘州仁

跡乎垂禮坐須程乃大小神祇冥道別天波彦山大權現廣前仁 恐美恐美毛 申賜波久止申左久誠吾

カシコミカシコミモ マラシタマハクトマラサクマコトワガ

國乃源者、天地乃兩儀、陰陽乃尊形也。寒暑晝夜者、陰陽乃進退也。此神風乃作法者、身口意乃三業清淨乃密法也。皆天地乃行比陰陽乃本多利。故天地乃間仁鎮座乃尊神降臨影向志無不歡喜給殊彦山大權現當家代代爲守護神故如何云仁先祖鍋島平右衛門十八年歲籠仁志而奉祈念所靈夢乎受既俗體獄釋迦尊像授給雖末世世信心輩爭佛力神力乎得左良准元元更无事迷則可謂凡夫故深歎御坐天五濁塵交給是廣大神德也爰乎辨天无他念无他心焉凝精誠奉抽丹誠上者心中大願不空速仁納受御座天加護冥助授賜陪止恐美恐美毛申須辭別仁申佐久若不慮外仁不信不淨乃事在止毛只今乃啓曰乃驗仁因天曲邪乎退猶々冥應乎加賜比无咎毛无崇毛護幸賜陪止恐美恐美毛申須

大願主肥前侍從從四位下行松平丹後守藤原光茂朝臣敬白

從四位下行松平丹後守藤原朝臣光茂

たのもしななほゆくすゑもかぎりなく守るめぐみの神のちかひは

六三三 佐賀藩の郡數、寛文八年將軍家綱の判物より十郡となる

寛文八年 (一) 家綱公御判物御頂戴、十郡の御書附なり。此の前は八郡の御書載なり。右は勝茂公より (二) 一國繪圖差上げられ候村附には、十郡の御書載に候へども、御判物の副書には、松浦高來兩郡の村を杵島彼杵の内に書入れこれあり候故なり。家綱公御代

になり候へども、御幼年故御判物巡見使も御延引、去年巡見使當年御判物差出され候に付、(三)多久長門仰付けられ、江戸差越され候處、此度より十郡の御書附出で候なり。

(二) 家綱公 徳川四代將軍家綱。家綱が征夷大將軍となつたのは慶安四年十一歳の時であつた。寛文八年は佐賀藩では光茂の時である。

(二) 一國繪圖 初めて肥前國繪圖を幕府に差出したのは鍋島勝茂の時慶長十八年であつた。

(三) 多久長門 茂矩。

六三三 寛文八年島原城主改易の時、上使へ使者を遣はす

同三月島原城主高力左近殿改易、上使松平備前守殿上下七百人内騎馬三十七人、御目付加藤新五郎殿上下七十五人、上使附森川小左衛門殿上下四十五人、内田傳左衛門殿上下四十五人、御勘定頭青木此右衛門殿、酒井甚之丞殿、御代官松村吉左衛門殿、小野長左衛門殿四月二十六日神代御着、翌二十七日島原城入、小笠原内匠殿三千人内騎馬百騎、松浦肥前守殿三千人内騎馬百騎、同二十日湯江村 (一) 多良村に陣取、上使同前に城入、異議なく相濟み候。御領内御泊へ此御方より御使者、上使へは城受取相濟の上、御使者遣はされ候。

(一) 多良村 多比良村の誤であらう。湯江村に隣接して長崎縣南高來郡にある。

六二四 鍋島光茂、乗掛馬の椿事を聞き公儀に魁けて追懸馬を禁ず

寛文十二年、(一)高來郡井樋の尾にて、(二)乗掛馬の口副、馬の跡より口繩を取り、馬を追懸け候處、馬ころび、乘人あやまち仕り候。公御耳に達し、馬方を井樋の尾にて生害仰付けられ、以來、(三)追懸馬御法度の旨仰渡され候。其の後、公儀御法度になり候なり。

(一) 井樋の尾 長崎縣南高來郡神代村地方か。

(二) 乗掛馬 驛々の駄馬に荷を負はせ、一人之に乗つて運送するもの。

(三) 追懸馬 乗掛馬を後から追懸けること。

六二五 勝茂逝去の時、光茂、孫平太の請を容れて焼香せしむ

勝茂公御逝去の節、光茂公へ(一)孫平太殿仰せられ候は、「不幸にして御逝去の節伺候仕らず、是非なき仕合せに候。せめて、御焼香差免され下され候様に。」と相願はれ、御許容なされ候。さりながら御面談は遊ばされず候なり。

(一) 孫平太殿 名は正茂。入道して宗甫と號した。直茂次男鹿島領主和泉守忠茂の子で、勝茂の甥である。寛永元年家を嗣いだが酒狂亂行が募り、勝茂に不順の事があつて寛永十二年鹿島を離れ、江戸へ上り餅ノ木家を繼いだ。貞享三年十一月十八日歿。年八十二。法名清鏡院一圓日光。

六二六 英船長崎入港と鍋島藩の警備、神代左京以下部署に着く

延寶元年丑五月廿五日(一)エケレス船三艘長崎入津、商賣の訴訟仕り候へども相叶は

す、歸帆仰付けられ候。右に付、(一)神代左京殿長崎差越され、深堀に相詰め、七月十六日、(二)大木勝右衛門、(三)多久兵庫遣はし副へられ、聞番、(四)廣木八郎兵衛遣はさる。(五)鍋島志摩、(六)同安藝、(七)中野九郎兵衛、(八)喜多島外記、(九)土肥藏人、志摩組より鐵砲物頭、(一〇)深堀新左衛門、(一一)相浦源左衛門、(一二)深堀頼母、(一三)石井權之允、(一四)堤六左衛門、(一五)石井十郎左衛門、(一六)西五太夫、石火矢役、(一七)原次郎兵衛、大家兵左衛門、平方利兵衛、伊東八右衛門、武富平兵衛、富永次右衛門、井原八郎左衛門、高木よざ衛門、内田作右衛門、島内三兵衛、武富三之丞、大庭六右衛門、馬場新右衛門遣はされ候。多人數一同に参り候儀目に立ち宜しからざる由、左京殿より申來り、(一八)あんだ扨に乗り、追々に罷越し候。左京殿初め海上に備へこれあるに付、手頭を以て備へ仕組あり。

手頭

一 船懸場へ差廻し候儀、エケレス船歸帆前の夜に銘々の懸場に段々潜かに置くべき事

一番 白崎に懸り候 鍋島志摩

右乗組所西濱北の先

二番 神ノ島の前に懸り候 中野九郎兵衛一手の船

右乗組所 志摩次

三番 神ノ島前沖の方に懸り候 鍋島安藝一手の船

右乗組所中野九郎兵衛一手の次

四番 博突島と一ツ家との間に懸り候 左京一手の船并多久兵庫 大木勝右衛門 西

五太夫船々

右乗組所大波留の前

五番 高鉾臺場の北に懸り候 喜多島外記 土肥藏人 原次郎兵衛船々、石火矢船

五艘

右乗組所マコメの下

一 諸手雜兵共に認め仕様の前晚、明日一日の用意仕るべく候。若し逗留致す儀も

これあるべく候間、兵糧覺悟致し、夜々に明る一日宛の拵仕り置き然るべき事

一 船印角取紙迄にて銚々船印并指物都合無用の事

一 縦ひ雨降り候ても咎仕らざる事

一 銚々船に相かぎ、がんづめ用意の事

一 鐵砲相止め何れも手振に申付け候事

一 合圖の事、左京船より大旗を振立て并に貝立つべく候。其の節總船繩を切り押懸く

べく候。右合圖これなき間は曾て船を動かし申すまじき事、附石火矢荷船は總船押懸け候時分も動き申すまじき事

一 石火矢放ち候儀、左京船より鐘を鳴らし次第放ち然るべき事

一 石火矢荷船を押し出し、追懸石火矢を放ち候儀停止たるべき事

一 火矢の儀、石火矢船同然に召置き、石火矢合圖これありてより、見合次第火矢を放ち懸くべき事

懸くべき事

一 エケレス船或は乗取り、或は乗沈め候節は、此方相残り候船の儀は、エケレス船

を取り包み、次第不同に懸け置くべく候。左京無事に罷居らざるに於ては、相残る組の

内、頭立ち候人より、早速其場の次第御奉行所並に佐嘉へ註進申すべく、若し左京

別條無きに於ては、其の節に至り申付くべく、エケレス船の儀は御奉行所へ引渡し候

て、行儀よく深堀の(一)様に罷歸るべき事

一 エケレス船何事なく、よく通り候時は、御上使より相附けられ候船歸り候上、

諸手の船懸場を動かす左京船より具を相立つべく候間、一番貝にて碇を取り、櫓間に

部り罷在り、二番貝にて左京船を押し出し、其の次に鍋島安藝組家中、次に中野九郎兵衛船、

鍋島志摩組家中、次に喜多島外記土肥藏人、石火矢船召連れ、何れも罷歸るべく候事

一 深堀に於て船上りの儀、乗組所に段々行儀よく上り申すべき事
一 船行儀の儀、西五太夫より船頭共へ兼て申付け置くべき事

七月十九日

神代左京

エケレス船異議に及ばず七月廿五日歸帆、左京殿初め廿七日深堀出足同廿九日佐嘉着。

船數三十四艘

柳河の家老十時攝津守、左京殿船に見舞、行儀褒美申され候なり。

(一) エケレス船三艘長崎入津 英國東印度ベンガラ港開港によつて設立した東印度會社の商船レトルン號で、前年本國を發し、爪哇澎湖島を経て來航したもの、乗組八十六人であつた。長崎奉行牛込重泰 岡野貞明は其の彈藥を差押へ、通商の願書を江戸幕府に進達し、當番の福岡藩をして警備せしめたが、幕府は請願拒絶に決し、佐賀藩からも用意の爲出兵せしむる事となつた。『讀史備要』所載重要事項には六月廿五日とある。

(二) 神代左京 直長。(八・註二)

(三) 大木勝右衛門 兵部知昌。

(四) 多久兵庫 名は安胤。美作守茂辰の次男で、物成四百石知行高千石拜領。元祿元年十月廿四日歿。年五十六。法名玉岑道瓊。

(五) 廣木八郎兵衛 名は親晨。作兵衛信親の子。元祿十二年十二月歿。年六十九。法名心岳淨安。

(六) 鍋島志摩 茂春。志摩守茂里の子。官左衛門と稱した。寶永七年正月十六日歿。年七十一。法名福山壽芳。

(七) 安藝 茂春の子茂明。延寶七年十一月十四日歿。年廿二。

(八) 中野九郎兵衛 名は照純。李助良純の子。この時志摩組手明槍頭であつた。後年寛役となり、寶永五年七月四日歿。年六十九。

(九) 喜多島外記 名は周虎。實は多久長門守茂辰の三男で、喜多島外記知虎の養子となり、着座となつた。延寶二年九月廿三日歿。年三十九。

(一〇) 土肥藏人 名は信平。進士允信吉の子。

(一一) 深堀新左衛門 名は正庸。(九二三・註二)

(一二) 相浦源左衛門 名は政乘。代々多久の住人で、三兵衛政道の子である。(九七六・註一)

(一三) 深堀頼母 名は長賢。初め内記。鍋島安藝茂賢の三男で、兄志摩茂里組足輕頭から手明槍頭となり老年の後隠居入道して道休と號した。元祿十六年十一月廿一日歿。年八十六。法名日休。

(一四) 石井權之允 宣親、後小右衛門と稱した。石井生札の次男茂紹の嫡子である。元祿十三年八月十九日歿。年八十三。法名現性院孤入日悟。

(一五) 堤六左衛門 秀清。九兵衛朝澄の子。享保十一年四月廿日歿。年七十八。

(一六) 西五太夫 名は道全。松右衛門道宗の子である。元有馬氏の一族で、祖父太郎兵衛道榮、有馬義統の時浪人して伊豫に在つたのを、安國寺惠瓊の推擧によつて佐賀藩に召抱へられ、松浦郡喜須村桶久村に於て知行拜領、御船奉行仰付けられ、朝鮮役にも従軍し、伊豫から連れて來た家來十六人御船頭役となつた。寛永十五年鍋島勝茂俄に江戸を發して下國の時、道全、伊萬里から御召船國市丸を仕立て小倉に廻し、道中の間に合はせて喜ばれた事がある。道全まで三代八十餘年間御船奉行を勤めた。延寶五年七月十一日歿。

(一七) 原次郎兵衛 名は就康。佐渡守元安の子。初め毛利元就の家臣で、秀就の時浪人して肥前に來り、砲術家として鍋島山城直弘の取持で召抱へられ、代々石火矢(大砲)役を仰付けられた。

元祿二年八月歿、年六十六、大家兵左衛門以下皆當時の石火矢役である。

(一八) あんだ あみいた(編板)の音便で、粗末な輿。

(一九) 様 さま。方向をいふ。何々の方への意味。今も「何々のさみやア」といふ。

六二七 鍋島家中平生の附届に御番衆の好意、原口作右衛門の事

延寶二年江戸へ御急用にて (一) 原口作右衛門罷越し (二) 荒井にて馬より下り候節、脇差ぬけ懸り候を存せず馬の首に押かゝり候に付て、馬の首深く切れ、血出で候。馬子ねだり、「銀拾枚出し候様に。」と申し候。此の取合を御番衆見附けられ、三人參られ、「鍋島殿より急の御使者にて候。六ツかしく申しかけ、不届に候。御構なく船に乗られ候様に。」と申され候に付、一禮を遂げ罷通り候。かねて御往來に御附届よろしく候に付て、右の通りの由なり。

(一) 原口作右衛門 義久。甚左衛門久安の子で、手明槍から侍になつた。貞享四年七月廿四日歿。年五十二。

(二) 荒井 今の静岡縣濱名郡新居町。舊東海道の關所。(一二四五參照)

六二八 鍋島光茂隱居の時、一門の人々へ遺物の數々

御隱居の時、御一門様方へ御遺物。

松兵部様へ御茶入。榊原駿河守様 鞍貞城鏡(三十枚、二十五枚)。お光様 縮緬紅白十

巻箱肴。水野隼人正様。貞宗鞍辻山城鐙(十枚、三十枚)。伊東出雲守様。同斷。水中書様。

御刀寶壽(五枚)。水刑部様。御刀波平(三枚、五兩)。お長様。縹子三卷、緞子二卷。伊

駿河様。御刀備前盛景(五枚)。松主殿様。御懸物林良筆三幅對。松左膳様。天方山城守鞍

辻山城鐙(五枚、三枚)。岡部兵衛殿辻左近鞍山城鐙(五枚、三枚)。相良上野介殿。御懸

物(雪舟筆文殊)。大加賀守殿御内方。色縹子五卷。色緞子五卷。大隱岐殿。辻山城鞍鐙

(五枚、三枚)。大長州様。辻山城鞍御定紋附(五枚)。宇津雲州様。辻山城鞍鐙御定紋附

(五枚、三枚)。岡部丹州様。辻山城鐙御定紋附(五枚、三枚)。岡部兵庫様。御刀重國(三

枚、五枚)。お龜様。縮緬紅白五卷。箱肴。内匠様。御刀青江(三枚)。内匠様御内方。縹子

二卷緞子三卷。

六二九 鍋島光茂逝去前、善應庵へ數々の遺物を納めしむ

元祿十三年四月二十六日、光茂公、江副彦次郎へ仰付けられ、善應庵へ御收め成され

候。品々。

一 御胞の緒一包、包紙に御誕生年月日書附、高源院様御自筆。

一 御生衣四白二淺黄二御附帶二黒縮緬一赤羽二重一。是は勝茂様御夫婦様より

進ぜられ候。

一 御生髪一包。高源院様御自筆の書附あり。

一 御前髪一包、御書附右同、お虎様へ申渡置き候。由の御書載あり。右御前髪裏にて結附あり。是は武士の前髪を取り男になるは、穀に附く始めの故に右の通りなり。住持取除け申さざる様にと御意なり。

一 御珠數一聯(袋あり)。是は勝茂公へ南光坊より御授物遊ばされ候に付、南光坊より進ぜられ候を、御守に御持ち成され候様にと、勝茂公より進ぜられ候ものなり。

一 御誕生より今日迄御一生御肌に御附けなされ候。御守は灰になし、善應庵萬部塔の下に納むべき由御意なされ、同廿八日其の通り仕り候。

六三〇 鍋島綱茂の發病より平癒祈禱、逝去、葬禮、諸家弔問まで

(一) 玄梁院様寶永三年戌十月十二日より御不快の事、同十五日の御禮は請けさせられ候。十一月朔日御不快にて御親類御家老中ばかり御目見、其の外御禮これなく、大阪町醫青木林性召下され、同月十一日より御藥召上がられ候。同十五日御親類御家老中ばかり御目見、同二十二日晚より以ての外御重り、江戸へ御註進の爲 (二) 三上新助早打にて二十三日夜罷立ち、十二月三日江戸參着。同四日御典藥御願長島の庵仰付けられ、同六日夜發足。

御本丸御書院にて五壇の法御執行、白山八幡宮にて溫座護摩、十二箇寺社にて大般若其外諸寺社御祈禱、扱又御家中殘らずより御祈禱御願書等差上げ候。

十一月二十六日夜田中九左衛門江戶へ差立てられ、御容體差詰められ候。趣御註進、長崎御奉行衆へも右の趣、山崎久太夫御使者にて仰遣はされ候。

同二十八日夜明、御祈禱の爲非常の大赦、御國中諸罪人總べて差免され、當時究め懸け居り候者も、殘らず差免され、牢舎の者悉く出牢仰付けられ候。但し牢舎の内、母を縛り候者一人殘る。

同二十九日御親類 御家老中御居間御通り御目見。

十二月二日夜五ツ時御逝去、同夜江戶へ飛脚、扱又御註進の爲原權兵衛、御典藥留に杉町甚五左衛門差立てられ候。同五日夜鍋島彌平左衛門 武藤主馬江戶へ差越され候。

同七日夜十左衛門江戶へ差越され候。

同三日夜御入棺、同四日酉の刻御出棺、御本丸東の堀の内を取明け、御出で、片田江小路より北御堀端 西御堀端 十五繩手に御通り遊ばされ候。此節御側の者殘らず御供、御親類 御家老中御本丸に於て御焼香の上、御先に高傳寺へ相越され堪忍。着座 獨禮、高傳寺山門の外に堪忍。惣侍以下手明槍 御步行 足輕迄片田江より十五繩手迄一組々々堪

忍。同五日夜御野燒、此の節御親類、御家老、着座、獨禮迄高傳寺罷出で堪忍。同六日御骨拾ひ、此の節は何れも罷出づるに及ばず、同七日より十八日迄千部御法事。同二十二日より二十八日迄御中陰、御親類、御家老初め御家中何れも毎日御堂參堪忍。

同二十四日申ノ刻御葬禮。御親類御家老何れも(三)いろ着にて御供、御名代内記殿、御膳御持ち御供。着座の内荒々御供。御側の衆の内荒々御供。着座、獨禮、惣侍、並又家來の侍迄罷出で、白洲に順々に堪忍。御引導當住行寂和尚、讀經の出家百六十人。諷經の次第第二十三日曹洞宗、天台宗、二十五日眞言宗、濟家宗、黃檗派、二十六日淨土宗、法華宗、律宗一向宗、二十七日山伏、盲僧。

同四年亥正月二十四日出家願仰出相濟み候人數。丹羽喜左衛門、生野孫右衛門、出原源兵衛、野口千左衛門、原口形左衛門、田尻次左衛門、伊東喜兵衛、原喜右衛門、増田宗愼、秋山良甫、山中玄疇、手明鉏深堀長兵衛。

無届にて出家仕り、只今の通りにて罷在り候様にと仰付けられ候人數。相浦清五左衛門、江里口九郎右衛門、追て跡式仰付けられ候。寄親迄落髮の願差出し、差免されざる處に、申付を用ひず落髮仕り候に付て、遠慮仰付けられし人數。山崎平次郎、山田藤五郎、石橋太左衛門、追て跡式仰付けられ候。右

の外落髪 半髪數人これあり候。

御朦氣中に付歳暮年始御規式の門松は太鼓御門、二御丸御門ばかりに相立て、其の外御領中相立てず、元日には御親類、御家老中は麻上下、著座、惣侍は袴羽織にて御機嫌伺に罷出で、年始の御禮は申上げず候。

公儀より御病氣御尋の御奉書、國繼にて戌十二月十七日到著、嘉村太郎左衛門を以て封の儘江戸へ差越され候。

御香奠三百枚御拜領、原權兵衛江戸より持下り、亥二月七日到著、翌八日高傳寺へ吉茂様御持參。此の御禮御使者隱岐殿、同十日發足。

同戌十一月十八日、十二月二日、松平右衛門佐殿より御見舞の御使者、二日晚景には筑前家老中より御機嫌伺の使者これあり、御逝去の由承り罷り歸り候。其の以後東は神埼、西は牛津へ侍遣はし置かれ、隣端の御方より、御見舞の衆飛脚差留められ候。

同亥正月六日水野隼人正様より御見舞の爲、江戸よりの御使者參著、同正月八日松平肥前守殿より御悔使者吉田久太夫、同大隅守殿より四宮庄助江戸より參著。

戌十二月十八日伊東駿河守様、三浦壹岐守様より御家老中へ御悔、且又御代香として御使者差越され候。御中陰前に付取次にて御香奠寺納。

松平大膳大夫殿御香奠白銀十枚十二月二十三日梨羽源左衛門 松平右衛門佐殿同白銀十枚同二十五日田中傳左衛門 松平主殿頭殿同白銀五枚同二十七日田村市左衛門 五島主税殿同五枚同二十九日三輪長兵衛 伊東大和守殿同五枚正月九日俵佐熊 土井周防守殿同五枚同十三日山本諸右衛門 松平肥前守殿同三十枚同二十日家老鎌田八左衛門 同大隅守殿同十枚同日杉山四郎太夫 水野隼人正様御父子様より同十枚同二十六日坂部藤太夫 松平兵部大輔様同二十枚同監物殿同十枚同二十七日垣岡安右衛門 榊原式部大輔様同十枚二十日伊野源右衛門。

彦山座主より使僧、同二十五日堂參納經あり。

(一) 玄梁院様 第三代佐賀藩主鍋島綱茂。

(二) 三上新助 利延。喜兵衛利正の子。後與惣左衛門入道道味と號した。祖父新助廣雅は龍造寺式部大輔家俊の二男で、初めて三上氏を名乗つた。享保七年八月歿。法名無樂道味。

(三) いろ着 喪服。

六三一 鍋島綱茂夫人寂光院の遺骸を改葬し、綱茂御靈屋に納む

亥正月二十九日高傳寺に於て寂光院様御改葬、玄梁院様御靈屋御一所に入らせらる。

(一) 寂光院様 鍋島綱茂室、松平越前少將光通卿の女。元祿十二年四月十二日歿。

六三二 鍋島光茂夫人榮正院の遺骸を改葬し新に御靈屋を建つ

同二月六日慶闇寺に於て、(一)榮正院様御改葬、新に御靈屋相立て入らせらる。右兩御改葬の節、吉茂様御自身いろ御着、御供遊ばされ候。高傳寺にては大木八右衛門御骨箱持ち、慶闇寺にては深江六左衛門御骨箱持ち候。畢。

(一) 榮正院様 鍋島光茂室、中院大納言通純卿の女。寛文五年六月廿三日歿。